

午前10時30分開会

○小林委員長 おはようございます。ただいまから企画総務委員会を開会いたします。座ってやらせていただきます。

傍聴の方にご案内いたします。当委員会では、撮影、録音、パソコンの使用などは認められておりませんので、あらかじめご了承くださいと思います。

次に、欠席届が出ています。文化スポーツ担当、佐藤部長が午後1時30分まで公務出張のため欠席です。次に、文化振興課、加藤課長が病気療養中のため欠席です。災害対策・危機管理課、山下課長が病気療養のため欠席でございます。選挙管理委員会事務局、河合局長が公務出張のため欠席でございます。監査委員事務局、恩田局長は公務のため、15時30分より欠席です。それぞれ欠席となりますので、よろしくお祈いします。

それでは、本日の日程及び資料をお配りしております。陳情審査が2件、地域振興部の報告が6件、政策経営部の報告が9件です。この日程に沿って進めてまいりたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、そのように進めていきたいと思ひます。

また、本日、理事者は、防災週間の一環として、防災服を着用しておりますので、その旨、ご了承くださいと思ひます。

それでは、日程1、陳情審査に入ります。

企画総務委員会に、新たに送付5-35、行政が運営主体となる新規火葬場建設を求め、る陳情と、参考送付、区内に今後新設される民営火葬場の火葬料金を届け出制として適正管理することを区に求めるとともに、区外既存の民営火葬場に関して同様な法整備を求め、る意見書を都や国に提出することを求める陳情が送付されました。

陳情書の朗読は省略いたします。お手元に陳情書の写しをお配りしましたので、ご確認ください。

一旦休憩します。

午前10時33分休憩

午前10時34分再開

○小林委員長 委員会を再開いたします。

なお、参考送付された陳情に資料として雑誌等のコピーが添付されてはいますが、著作権法に抵触するおそれがあるため、委員のみの配付といたしましたので、ご了承ください。

また、本陳情審査に当たり、内容が保健所の所掌事務に及ぶ可能性があるため、所管の西岡文教福祉委員長の了解を得て、生活衛生課長に出席を頂きました。

それでは、この2件は関連する内容のため、一括して審査したいと思ひますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、そのように行きます。

それでは、皆さん、委員の皆さんからの執行機関に確認したい等事項がございましたら、質疑を受けます。

○永田委員 この火葬場の件は、以前から寡占状態にあって、その中で、外国資本によって、今、経営が変わって、様々使用料が上がっているという状況に対する陳情、それを改

善してほしいという陳情だと思っておりますが、23区の区長会でもこの情報はもう既に共有されていると思っておりますが、23区内の情報共有について情報がありましたら、教えてください。

○市川生活衛生課長 まず、本件の陳情につきましては、昨年6月に、新宿区の区長宛てに、今回の陳情とほぼ同じ内容の陳情が出されまして、千代田区長にも7月に同じような陳情が区長宛てに出されております。これは、23区の各区に陳情が出されたものでして、それを受けまして、昨年度の10月から特別区長会の下命を受けて、特別区生活衛生課長会でもって、いろいろ陳情の内容について審査をいたしまして、墓地、埋葬等に関する法律に基づきまして、関連する火葬場を運営する、東京博善株式会社が発行する斎場6か所について、運営状況なんかの調査をして、その報告というのをしております。

○永田委員 その後、23区の区長会で何か方針のようなものが出たんでしょうか。

○市川生活衛生課長 それで、調査をした結果につきましては、報告というのをしております、特別区の区長会の総会の際に——あ、すみません、総会ではなくて、令和5年3月1日に民間の火葬場、今回、運営しております東京博善株式会社に対しまして、火葬場の経営管理に関する要請ということで、文書を送付しております。

○永田委員 まだ要請が出ただけで、それに対する回答はないということではよろしいんですね。

この問題は、区内にも葬祭業を営める事業者さんがいらっしゃると思っておりますし、事業者さんだけでなく、区民の皆様が葬儀を行うときに、経費が多く乗ってくるということで、ある意味、区民全員に、あるいは、都民全員に関わってくる問題だと認識しておりますが、本区として、何か対策というか、方針、本区としての方針がありましたら、教えてください。

○小林委員長 休憩します。

午前10時38分休憩

午前10時42分再開

○小林委員長 はい。それでは、委員会を再開します。

答弁からお願いします。

○市川生活衛生課長 まず、特別区長会より、今回の事業者に対しまして、火葬場の経営管理についてということで、文書を手渡しております。その中に書かれている内容といたしましては、火葬場は区民生活にとって必要なものであり、公共的な施設であると。火葬場の経営においては、持続性と非営利性が確保されている必要があり、利用者を尊重した高い倫理性が求められていると。火葬場経営が利益追求の手段となって、利用者が犠牲になるようなことがあってはならないということで、引き続き、公衆衛生上の——公衆衛生、かつ、その他公衆の福祉の見地から、支障なく経営、運営がなされますよう、公衆衛生上の確保のほか、持続性の確保、利用者の利益の保護、広域的な需給バランス等の確保の観点から、引き続き、適正な火葬場の経営管理を行っていただくことを要請しております。

このことについては、実際に、火葬場がある区だけではなくて、23区全体に関わる問題ですので、23区の特別区長会として、そのような要請文を出しております。それを受けまして、事業者側に対しましては、墓地、埋葬等に関する法律に基づきまして、実際に火葬場がある自治体の保健所が年に1回定期的に立入りをして、公衆衛生上の観点から、

要請文に沿った内容でもって運営がなされているかどうかということ进行调查するという
ことで、調査をしていくということで、現在に至っているところでございます。

○永田委員 都内、広域的な話なので、本区独自に何か方針というのも難しいのかもしれない
ですけども、本区にも葬祭業を営む事業者さんがいらっしゃるの、直接、現状を聞き
取るような機会は必要だと思いますが、それはもうやっているんでしょうか。

○小林委員長 答えられるの生活衛生課長しかいないんじゃないの。

○市川生活衛生課長 特段、そのようなことは行っておりません。

○永田委員 まあ、所管もあるわけですよ。そこら辺は、ちょっと、今後、課題として
伝えていただければ。

○小林委員長 はい。永田委員。

○永田委員 所管が違うということで、ここまでだということは分かりますけども、火葬
場は本区にはなくても、葬祭業を営む事業者さんはいらっしゃるの、今、現状を詳細に
把握する必要が本区にあると思いますので、それは、課題の認識を、所管を超えて、共有
してもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

○小林委員長 休憩します。

午前10時45分休憩

午前10時48分再開

○小林委員長 委員会を再開します。

今、少し議論を永田委員から頂いて、業者から意見を聞いたらどうかというのものもある
んですけど、葬祭業者に対しての、生活衛生課では、数をつかんでもいないのと、どこ等の
チャンネルがないということと、こちらで万世会館を使用している指定管理の利用者、利
用者についてはいらっしゃるんですけど、こちらからそれを聞いていくのかどうかというの
も、ちょっとこちらでもう一度検討して、調整しないと、その辺はできるかどうかも分か
らないので、少し、永田委員、預らせていただいていた方がいいですか。

○永田委員 はい。

○小林委員長 はい。じゃあ、それで、お願いいたします。

その他ございますか。

○米田委員 今、永田委員が語るやっただいて、事情はそういうことかなと思ってお
ります。ただ、課長、ちょっと確認したいんですけど、この数年間、火葬料、民間事業者
ですけど、これ、相当上がっていると聞いています。上がった率というのは把握されてい
ますか。

○市川生活衛生課長 生活衛生課の所管といたしましては、火葬場を建設するに当たって、
その許可を、基準に合った施設を、衛生上の観点から定めた基準に合った施設に対して、
審査をして許可を出すということだけでございまして、火葬場料金などについては、基本
的には一切関与していないというのが現状でございます。

○米田委員 そうしたら、いわゆる厚労省から通達とか出ていまして、経営とかも、一応、
区がしっかり管理していかないといけないというのがあると思うんですけど、そこを管理
するのは区のどこになるわけですか。

○小林委員長 休憩します。

午前10時50分休憩

午前 11 時 00 分再開

○小林委員長 はい。委員会を再開します。

ご答弁をお願いします。

○市川生活衛生課長 現状でもって、火葬場の許認可を管理しております保健所におきましては、あくまでも葬祭業において――あ、すみません、失礼しました。火葬場において、適正な運営がなされているかどうかということについて、立入権限に基づいて、年に1回調査をして、動向を把握するということの方針は決まっておりますので、立入調査をした結果、例えば、著しく公共性に欠けるような事態がもしあるというようなことが確認できたら、その内容がどういう内容なのかということに応じた対応というのは、また別途考えていかなければいけないかなとは考えております。

○米田委員 衛生上の管理の観点だと、そういうことだと。

あと、答えられるかどうかなんですけど、火葬場は我々にとって必要なもの、公共的な施設、これはもう認めるところです。厚労省の通達では、経営においては持続性と、さっき言ったように、非営利性が確保されることが必要であると。で、利用者を尊重した高い倫理性が求められ、火葬場経営が利益追求の手段となてはいけなと。利用者が決して犠牲になてはいけなと、こういうふうに通達が来ています、厚労省。で、公共の福祉の見地から、支障なく経営管理されるようにしないととならなと。

こういうことに関して、区民が著しく不利益を得たり、火葬するのに非常に困ったりすることのないように管理していくのは区の立場だと思っんですけど、これ、答えれば、このことに関してはどう思っているかというのをちょっとお答えいただきたいです。

○小林委員長 休憩します。

午前 11 時 02 分休憩

午前 11 時 09 分再開

○小林委員長 それでは、委員会を再開いたします。

今までのをちょっとまとめて、整理をしてご答弁を――ご答弁というか、こちらにご報告いただけないでしょうか。

○石綿総務課長 ただいま米田委員のご質問につきまして、生活衛生課長のほうからもるご説明をさせていただきます、その中で、区長会の下命を受けた生活衛生課長会などの調査の動向等や結果などについてもご報告を差し上げたところでございます。繰り返しのご答弁になってしまうかもしれませんが、今後も、その辺りは、今の仕組みを使いながら、1年に1回程度、モニタリングを重ねていくということで、そこでまた発生している問題、課題などについては、今後、また区長会の中でも議論が重ねられていくところかなというふうに思っております。

私どもは、区長会ということでございますので、区長が出席をしておりますので、総務課長の立場でお答えをさせていただくところですが、今後につきましても、そういった区長会で議論された内容、動向というのは、現状もそうですが、庁内で関係部署等にも情報提供、情報共有を図っておりますので、そういう機会に応じながら、庁内各部署の関係部署などで検討を重ねていくような内容かなというふうに思っておりますので、引き続き、動向を注視してまいりたいなと思っております。

○小林委員長 よろしいですか。

○米田委員 はい。

○小林委員長 はい。

それでは、ほかにございますか。

○のざわ委員 この、行政が運営主体となる新規火葬場建設を求める陳情のところ、一つだけ。

私も、ちょっと、まず、どうやって造るかどうかわからないんですけど、これ、造ることをするには、どういうふうに、千代田区だけで造れるのか、東京都とか国とどういうふうにやったら造れるのかという、一度把握されるとともに、あと、ここに書いてあるんですけど、6に書いてありますが、平成11年から港、品川区云々5区で、臨海斎場を設立しておりますというふうに書いてあるんですが、コスト的に千代田区がまた新しい区と新しい斎場を造るのか、それか、できるのであったら、この5区の中に入れてもらうのか、それは全く、造るとかを前提に話はしておりませんが、区民の方にとっては、内容がよくて、コストが安いほうがいいので、新しく、もし、万が一、そういうふうに、造るとか造らないとか、全く言っておりませんが、シミュレーションとして、いろんな区と造る場合、造らない場合、あとは、この5区があるんだとしたら、こちらの港区とかは非常に財政が豊かですので、こういうところと組むのがいいのか。シミュレーションだけしておくというのは、リスクヘッジになるかなと思ひましてご質問とさせていただきます。

以上です。

○小林委員長 はい。それでは、どうしたら造れるのかということと、5区で造っているところに入れるのかということと、それから、ほか、5区以外で、千代田区が組んで造れるのか、千代田区内で造れるのかというような質問だと思いますけれども、答弁できる場所はありますか。

○市川生活衛生課長 まず、幾つかのご質問のうち、順を追って説明をしたいと思うんですけども、まず、千代田区内に現実問題として火葬場を造ることができるかどうかということなんですけれども、現在、千代田区で、墓地、埋葬等に関する法律に基づきまして、千代田区墓地等の構造設備及び管理の基準に関する条例をつくっているんですけども、条例の第10条の中に火葬場の設置場所というのを定めておりまして、そのまま読み上げますと、火葬場の設置場所は住宅等からおおむね250メートル以上離れていなければならないというふうに定めております。ですので、そういったような場所が区内に存在するかどうかというのが、まず一つ、ポイントになると思うんですけども、現実問題として、千代田区内に住宅などが無い未利用の土地というのはありませんので、何らかのそういった立地条件に合う土地所有者のまず承諾が得られない限り、造ることは困難だと考えております。

それから、次に、先ほどありました臨海斎場のことについてなんですけど、このことにつきましては、公益財団法人特別区協議会のホームページに臨海斎場の設立経緯というのが載っております。その中で、臨海斎場は平成6年に品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区の区長が連名で、東京都知事に都営の葬祭場の建設を要望したと。ただ、都が建設の意思がないということが示されたために、平成8年に5区でもって共同調査の実施協議を開始して、平成9年に臨海部広域斎場研究会というものを発足させた上で、平成11年に臨海部広域斎場組合を設立して、平成16年1月15日に供用を開始したということで

ございます。

この場合、現在、大田区の埋立地にこの斎場ができていっているわけなんですけれども、ちょうど大田区の埋立地の土地利用をどういうふうにするかというような協議が大田区でなされていたというふうには伺っておりまして、そういった、人が住んでいない広大な土地があったということで、立地条件や何かが一致していたということが重なって、設立ができたものであるというふうには伺っております。

○小林区有施設担当課長 施設の新設ということなので、私のほうからのご答弁させていただきたいと思います。

施設、火葬場について議論というのがなかなか今現状行っていないところなので、お答えしづらい点ではあるんですけれども、もし万が一というお話がありましたので、陳情書にあるように、臨海斎場については、単独の区ではなくて、5区合同で一部組合をつくって施設を設置している。あるいは、施設の場所についても、臨海部の東京都が造営した埋立地、周囲1キロ程度、住宅地域から離れているといったことなどを見ても、千代田区単独として、立地などの面からも、火葬場を設置するというのは現実的には困難なのではないかなというふうには考えているところです。

また、他区から合同で火葬場を設置したいなどといった話、打診といったことも、現状、ないんですけれども、もし、近隣区等から、火葬場について、共同設置などの話があれば、それは検討していくことも必要なのかなというふうには考えているところです。

○小林委員長 はい。のざわ委員、よろしいですか。

○のざわ委員 あります。

そうすると……

○小林委員長 はい。のざわ委員。

○のざわ委員 すみません。千代田区には難しいのはよく分かりましたんで、あとは、ないと思いますけども、こんな陳情が——こんなといったら失礼ですけど、こういう陳情を頂きましたので、ほかの区と一緒に造る場合と、先ほど申しあげました臨海斎場に入れてもらうのと、コストがどっちが安いのかなとかというシミュレーションは、今はしなくても、どこかの段階で、そういうことが起きたときには必要なということを思いまして、質問を終わらせていただきます。

以上でございます。

○小林委員長 答弁は求めておりません。

ほかにございますか。いいですか。

そもそも、今、火葬場を造ってくれという区民からの要望はないということですよ。まあ、今、この陳情はありますけど。陳情はあるけど、そのほかに。施設を造るって、そういうことでしょ、要望に対して。

○小林区有施設担当課長 私のところでは、特に区民の方から火葬場が不足しているということで、施設の要望とか、ご意見を頂いているということは、これまでもございません。

○小林委員長 先ほど、永田委員からも、この陳情の中で書かれているということではなかったけど——あ、米田委員が言っておりましたけど、葬祭、火葬場のコストが高いとか、そういうことも来ていないんですか。来る場所がないんだよね、来る場所が。何か

そういう苦情が区に寄せられているということはないんですか。

○小林区有施設担当課長 特段、そういったお声も頂いていないというのが現状でございます。

○小林委員長 この陳情で頂いているということですね。

それでは、今、いろいろ皆様からご意見を頂いております、これは、今、一括で審査しておりますけれども、参考送付陳情のほうは、既設と新設に対する法整備をしてくれ、届出制にしてくれという話ですけど、それについては、議論はまだ頂いておりませんが、何かございますか。一括ですから、いいんですけれども。内容がかなり似ているけど、求めているところは違いますんで。

委員の方からありますか。

それでは、ちょっと今、いろいろ意見があるけど、整理するところがまだかなりあると思います。これについて、それから、うちの庁内でいろいろ情報を頂くところも、まだ若干、あと、外の状況も聞かなくてはいけない部分もあるかと思っておりますけれども、この陳情については、どのような扱いにいたしますか。（「継続で」と呼ぶ者あり）いいですか。

それでは、当陳情の扱いにつきましては、継続ということによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、継続ということで、お願いいたします。

それでは、報告事項に入ります。

報告事項、地域振興部（1）地域課題解決支援事業の実施について、理事者から説明を求めます。

○森内産業企画担当課長 それでは、地域振興部資料1に基づきまして、地域課題解決支援事業の実施についてご報告をさせていただきます。

この事業は、今年度新規事業となります新産業振興イノベーション創出促進関係の3事業のうちの一つとなります。

1、事業の概要でございます。（1）目的。東京都が実施をする「区市町村とスタートアップとの協働に対する支援事業」を活用し、区の地域課題解決を新たな手法をもって解決することを目的としております。これによって、千代田区の持続的な発展と、住み、働き、学び、集う一人一人が誇りと安心を持って活動できる地域環境を築くことを目的としております。

（2）概要でございます。1点目、都における事業名は、“Upgrade with TOKYO”の一環として実施をされる「区市町村とスタートアップとの協働に対する支援事業」でございます。主管は東京都産業労働局、委託事業者はEYストラテジーコンサルティング株式会社（以下、EY社）となります。

事業の流れでございます。1）区と都による地域課題の想定、2）都による地域課題の解決に質するスタートアップ候補の抽出、3）区と都による地域課題の絞り込みと想定されるスタートアップ候補の絞り込み、4）都による事業公募と書類審査、5）区と都によるスタートアップのピッチ（提案プレゼン）と評価、そして、事業者確定、6）区と都との協定の締結、7）都による事業者との契約の締結、8）区による事業開始となっております。現在は、この3）まで進んでいる状況でございます。

（3）地域課題。設定するテーマは、「区内回遊促進のための先進技術の活用」になります。区内には、個性ある観光目的地が数多く存在しております。しかしながら、目的地を訪れた後、近隣商店への訪問や地域間の回遊が活発でないという状況がございます。これらの課題に対して、新たな手法で解決を目指すものとなります。これにより、区内を広域に回遊いただくきっかけをつくり、区内のにぎわいを創出するものがございます。

（4）予算額は税込みで82万円でございます。

裏面をおめくりください。2、これまでの検討状況でございます。

当初は、課題をエリア内の回遊強化と設定し、委託事業者であるEY社よりスタートアップ候補リストを提示していただきました。1回目に25社の提示を頂き、課題解決の有効性や実現性の検討を、課題の絞り込みと並行して実施いたしました。提案していただいたジャンルを、区と都によって精査し、取捨選択や追加を行い、改めて2回目で11社をピックアップしていただきました。低い評価のジャンルの事業者を1社に絞り、高い評価のジャンルの事業者を追加していただいたものになります。これらの検討の中から設定する地域課題につきましても、当初の限定したエリア内での回遊性の向上から、千代田区だけではなく、他地域にも転用の利く汎用的な解決策のほうが広くスタートアップの知恵を集められること、また、都の事業としての公平性も担保できることから、今回、区内回遊促進のための先進技術の活用と、改めて設定をさせていただいたものになります。

ジャンルについては、一つだけピックアップをして説明をさせていただきたいと思えます。このジャンルとは、EY社より候補となるスタートアップを多数抽出していただきましたが、絞り込みを行うために、ビジョンであったり、世界観、それから、保有する技術や製品を大きく分類分けしたものでございます。マル、バツ、三角がございますが、課題解決につながる可能性を目安として表現したものでございます。一番上のマップ活用につきましては、内容につきましてはですが、回遊性向上のためには、何らかの形で地図情報が必要となります。デジタルを活用したマップには様々な手法はございますが、施設の情報であったり、観光ポイントの情報など、各種サービスとの組合せによって、回遊性向上への効果が高いと考えて、マルの評価にさせていただきました。

3、今後の主な日程の予定でございます。都による事業公募が9月14日、都による書類審査が9月29日、区と都によるスタートアップのピッチ（提案プレゼン）と評価及び事業者の確定は10月25日の予定でございます。その後、区と都との協定の締結、都による事業者との契約、区による事業開始ということで、11月以降を見込んでおります。

なお、事業期間につきましては、契約締結後1年間、12か月となります。都としては、今年度に区切らず、来年度にかけての予算執行というふうな形になります。

ご報告としては以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。

委員から質疑、質問を受けます。

○大坂委員 なる説明ありがとうございます。

ちょっと分かりづらいところが多いかなと思いますので、詳しくお願いしたいと思うんですけども、スタートアップを活用して地域課題を解決するというのがコンセプトになると思うんですけども、現在のステータスとして、11社がピックアップされているということですのでよろしいんでしょうか。次が、東京都による公募という形になっていますけれ

ども、この11社が東京都に対して事業の計画をプレゼンして、そこから採択されるというようなイメージでよろしいのでしょうか。

○森内産業企画担当課長 今ご質問いただいた11社でございますが、これは、課題の絞り込みを行うとともに、候補となるスタートアップを想定することによって、公募をかけたけども、応募する会社がないという状況を防ぐためのものがございます、事前にEY社から25社、それから、11社という形で頂きまして、その中で審査と、この11社につきましては、そのうち、3社について、詳細なインタビューを東京都とEY社と、それから、私どもでインタビューをさせていただいて、かなり実現可能性が高いというところまで絞り込んだものがございます。

公募につきましては、東京都がホームページ上で行いまして、東京都の電子入札のシステムによって応募を受ける形になります。ですから、11社に限らず、このテーマに、区内周遊の向上に関するテーマについて入札を受けるという形になります。

以上でございます。

○大坂委員 ということは、この11社だけでなく、幅広い形で、様々なスタートアップの公募を受けるといような形でよろしいですかね。

結果的に最終的に通るのは1社というイメージでよろしいですか。

○森内産業企画担当課長 この日程の中で、区と都によるスタートアップのピッチが5)でございます、今後の日程の中でも、10月25日に予定されておりますけども、この中でピッチ提案を頂いて、その中で、もう事業者を決定するという流れになっております。詳細に申しますと、書類応募を頂いた上で、書類審査を9月29日という予定でございます、ここで、ピッチに登壇する企業を5社に絞るとい形になります。当日の提案プレゼンは、この5社に絞られた、可能性の高いスタートアップからプレゼンを受けるとい形になります。

以上でございます。

○大坂委員 この提案プレゼン自体がスタートアップ企業にとってはPRの場というか、広く、この事業だけじゃなく、様々な、広くPRする場になっていくのかなというイメージはあるんですが、一つ、この予算が82万円という形で、非常に少ない予算になっているという印象はあるんですけども、具体的にこれでこういった効果があるというふうに考えているのか、成果の部分はどのように考えているのか、お聞かせください。

○森内産業企画担当課長 ここの予算についてでございますが、ちょうど昨年度、昨年の今ぐらいに、予算の庁内で上げるということを行っておりまして、基本的に、東京都からは、来年度――今年度でございますけども、新規事業を行うという話は聞いております。そのときに、東京都の負担で行うということも聞いておりましたが、責任分界点が当時はちょっと不明だったために、実証実験の場として、区内施設を借りる費用として、11万円掛ける7日間と、それから、いろんな、そのときに使う、例えば、ペンであったり、紙であったりということを消耗品費として5万円を、一応、予算としては立てております。結果としては、区の持ち出しはない形で進めさせていただくということになるということになっております。

以上でございます。

○大坂委員 じゃあ、これは、あくまでも事務的なものとか、そういった開催に対する費

用であって、採択されたスタートアップ事業者に対して、何かインセンティブとか、そういったことというのは、ここの中ではないということによろしいのでしょうか。

○森内産業企画担当課長 はい。そういうことでございます。

スタートアップにとって、どういうメリットがあるかということについて、簡単に説明させていただきたいと思っておりますけれども、スタートアップにとってのメリットは4点ほどございまして、1点目は、都による書類審査を通過したプレゼンに登壇するスタートアップ5社でございますけれども、ここに対しては、委託事業者であるE Y社よりプレゼン指導を受けることができます。資金の獲得であったり、事業の提携など、様々な場面でスタートアップがプレゼンをするということは非常に重要な要素となっておりますので、ここに対してのメリットが一つございます。

2点目は、信用の獲得でございます。当然、この事業を行うということであれば、スタートアップにとっては、都道府県、それから、自治体と組んで、実際に事業を行ったという実績になりますので、これは、営業として非常にアドバンテージになるかと考えております。

3点目は、実際に製品を使うことによって、スタートアップにとって、製品の改善の機会を得ることができるということがございます。ここが3点目でございます。

4点目でございますが、これは都との事業における特典というふうになりますが、この事業で採択をされた事業者は、都によって、認定スタートアップというような認定がされます。そうしますと、丸々2年間でございますが、この認定期間中につきましましては、都における認定製品やサービスにつきましましては、競争入札を経ずに随意契約ができるというふうな特典がございますので、スタートアップにとっての大きな特典があるということで、それが応募の一つの誘因になるかというふうに考えております。

以上でございます。

○大坂委員 ありがとうございます。よく分かりました。

千代田区にとっては、このスタートアップには、今後、しっかりと力を入れて、支援していくんだよというところが、こういった事業を通じてPRできれば、ブランド価値の向上につながっていくのかなと思っております。一方で、こうしたところで採択された事業がしっかりと活用されていくということがなければ、そういったことにもつながらないとは思っていますので、その点も踏まえて、しっかりと進めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○森内産業企画担当課長 東京都からは12か月という期間を頂いて、この事業を実施することになります。その後、区としては、その効果を判定しながら、効果があるのであれば、区の事業として引き継いで、実施をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○小林委員長 はい。よろしいですか。

それでは、ほかにございますか。

○小野委員 今、いろいろと詳しく、ありがとうございます。

プラスアルファでちょっと確認なんですけれども、千代田区独自でスタートアップというのが出ていたと思います。コンソーシアムを組んでやっていきたいと思います。それについては、これとは別個で生きているということによろしいのでしょうか。

○森内産業企画担当課長 この事業は、基本的には、まず、産業振興の基本的な考え方として、三つございまして、集める、とどめる、共につくるというような形でやっていきたいというふうに考えております。まずは、7月20日の常任委員会で報告させていただきましたけども、産業コミュニティ形成ということで、顔の見える関係性をつくって、まちの方たちともつながりをつくっていただくということで、千代田区外に転出をされていくスタートアップを減らしていくというのが、まず一つでございます。この事業は共につくるということになります。スタートアップが実際に地域課題解決につながるということで、いろいろと実際の場面で動いていただくということを身近に感じていただくということが効果として考えられます。

この二つを合わせることによって、その次に、千代田区としては、スタートアップフレンドリーなまちになっているということで、新しい事業者であったり、アイデアを持っているスタートアップの方々がより集まりやすくなるのではないかと考えておりまして、集める、とどめる、共につくるということをサイクルを回していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○小野委員 はい。分かりました。

ということであれば、これは、意外と早くに進むのかなと思ったんですけども、先ほど場所の話がありました。例えば、場所については、丸の内、SusHi Tech TOKYOがオープンしたばかりだと思ってしまうんですけど、あそこの上がスタートアップの場所になっているかなと思ってしまうんですけど、そういうところを活用することが可能ということなんでしょうか。

○森内産業企画担当課長 場所のことでございますが、まず1点目は、実際にピッチを行っていただいて、その上で契約の事業者を選定するということになります。その契約するスタートアップが持っている技術であったり、アイデアがどこで実際にどういう場面で活用できるのかというのを踏まえて、実際に、その場というのが出てくるとは思いますけども、いろんな可能性がありますので、今のところ、限定したものではありません。ただ、今回、周遊の拡大ということで、周遊促進のための技術活用ということになりますので、この周遊という前提は、例えば、秋葉原地区に実際に観光にいらしている方を神保町地区に誘導するであったり、それから、例えば、山王神社にお参りされている参拝客を東京大神宮のほうに誘導するであったり、いろんなことが考えられますので、そういったことを含めて、実際に広い場の中でやっていきたいと思っておりますし、当然、今、小野委員からご指摘がありました都の施設の活用については、東京都の事業ですので、フルに活用させていただいて、千代田区の力にさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○小野委員 分かりました。ありがとうございます。

○小林委員長 はい。いいですか。

ほかにもございますか。

○のぞわ委員 前も委員からお話があったと思うんですけど、せっかくの取組なんで、これ、今日、9月1日からの商店街の新しい取組があったと思うんですが、これも新しいスタートアップで、これからもスタートアップの取組をされるということですので、できま

したら、全てのスタートアップ、どういう効果があって、どういうふうな区に対して、いろんな利便があったかという全部集めて、データとしてトレースしていただきたいなど。それが、多分、区民の方々のプラスになると思いますので、どうぞよろしく願います。

○森内産業企画担当課長 ご指摘ありがとうございます。

基本的には、いろんな形で、デジタルのツールを使うような形になると想定されますので、そこで得たデータというものをうまく活用したり、評価をしたり、それから、これからの施策検討の題材にしたいというふうに考えております。

○小林委員長 いいですか。

○のざわ委員 どうもありがとうございます。

○小林委員長 ほかにございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、（１）地域課題解決支援事業の実施についての質疑を終了いたします。

それでは、次に参ります。（２）路上喫煙対策について、理事者の説明を求めます。

○尾上安全生活課長 路上喫煙対策についてご報告させていただきます。

1、初めに、現状の取組みについてご説明いたします。

生活——失礼しました、安全生活課では、生活環境条例に基づき、24名在籍する警察官OBの生活環境改善指導員が2名1組で平均8組、毎日、区内を巡回し、路上喫煙に対して、注意、指導、罰則、過料2,000円を適用し、条例の遵守の徹底を図っております。また、一方で、喫煙者がいる現状を踏まえ、路上喫煙を防止するとともに、喫煙者と非喫煙者が共生できる社会の実現を図るため、民間ビルの空き店舗等を活用した喫煙所設置の助成を行い、喫煙スペースの確保にも取り組み、さらなる条例の実効性の向上にも努めております。

次に、過料処分件数についてです。路上喫煙の取締りは、生活環境改善指導員が喫煙者を見つけたら、その場で過料2,000円を現金で徴収しますが、現金の支払いができない場合は、違反者の住所、氏名を記載した納付書を手渡し、後日、支払ってもらいます。しかし、中には、正しい住所、氏名を記載しない者もおりますので、その場で現金を支払わない者には、住所、氏名が分かる身分証を任意に提示していただき、納入期限が経過した未払い者には、督促状を送付し、再徴収を行っております。

表示している過料件数は、コロナが流行した3年間の数字になりますが、本年7月末には既に1,714件ですので、本年度には5,000件に達する勢いです。

次に、区の助成制度を活用した公衆喫煙所設置数です。当課では、喫煙者と非喫煙者が共生できる社会をつくるため、喫煙所設置に向け、喫煙所設置者に対し、助成金の支援を行っております。本年8月22日現在、70か所設置しておりますが、助成制度を活用するためには、設置に当たり、地元町会の十分な理解が必要でありますので、各出張所と連携を図りながら、助成制度の周知に努めてまいります。

次に、路上喫煙に対する苦情件数です。当課に寄せられる苦情の中で、一番多い件数になります。連絡があれば、苦情箇所へ生活環境改善指導員が警戒に当たりますが、深夜等、

生活環境改善指導員が稼働できない時間帯であれば、青色回転灯パトロールカーに依頼し、注意、指導を呼びかけております。苦情内容としては、外国人観光客、日本人の歩きたばこをよく見る、ビルの裏路地でたばこを吸っている等が多く寄せられます。

最後に、今後の取組みは4点ございます。1点目の苦情箇所への立ち寄り警戒の強化です。現在も、苦情箇所には生活環境改善指導員を立ち寄せ、路上喫煙者がいれば、過料徴収の取締りと、路上喫煙禁止の看板設置、路上ペイントを行っておりますが、立ち寄り時に喫煙者がいなかった場合には、時間帯を変え、喫煙者に接触できるよう、確実な指導を行う警戒に取り組みます。2点目の喫煙所設置の増加促進ですが、現在、70か所の喫煙所を設置していますが、当課に寄せられる苦情箇所を検証し、喫煙所を必要とする場所の町会と話し合いながら、十分な理解を得て、喫煙所設置事業者と連携を図り、助成制度を運用した効果的で質の高い喫煙所設置に取り組んでまいります。3点目の外国人観光客が利用する旅行会社や観光バス等に対し、路上喫煙禁止の普及啓発活動ですが、現在、はとバス等の観光バス会社に、車内で路上喫煙禁止のアナウンスができないか、協力依頼しているところです。4点目が、喫煙所マップ、英語版による喫煙所の周知ですが、現在、喫煙所マップは千代田区ホームページに掲載しているほか、生活環境改善指導員が喫煙所マップを直接配付しております。さらに、公衆喫煙所事業者にも喫煙所マップの備付けを依頼し、幅広い周知活動に今後取り組んでまいります。

以上になります。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。

委員の方の質疑、質問を受けます。

○小野委員 まず、今ご説明くださいましたこの2番の過料処分件数、コロナ禍にもかかわらず、意外とあったんだというのが理解できます。こちらなんですけれども、ざっくりで結構ですが、主に地域はどの辺りというところは、もう既に精査されていますでしょうか。もし分かれば、教えてください。令和4年度で結構です。

○尾上安全生活課長 地域別の喫煙所は把握しておりませんが、主に秋葉原地区が多いと承知しています。

○清水地域振興部長 担当課長の答弁に補足をさせていただきます。

秋葉原地域、苦情も多いですし、処分の件数も多いんですけども、それに次ぐ多さでいいますと、水道橋・神保町のエリア、少し下がりますと、東京駅・神田、飯田橋・富士見、靖国通り、番町・麴町、お茶の水というような流れでございます。

○小林委員長 よろしいですか。

○小野委員 ありがとうございます。詳しく理解できました。

やはり神田方面がとっても多いんだというのが理解できまして、ちょっと今後の取組のところで、もう既にいろんなことに着手をされているということも理解ができました。私も、神田を歩いていて思ったのが、最近、いろんな小ぶりのホテルが出ていると思います。例えば、ビジネスホテルというグレードになるかと思うんですけども、そういうところは、エントランス前の一部を喫煙所に行っているようで、そこが私有地なので、駄目とは言えないと思うんですけど、そこの方が意外とポイ捨てしているなというところも見受けられるなというところが確認できたりしています。場合によってはなんですけれども、旅行会社や観光バスというところも当然有効だと思うんですけども、同時に、区内の中

で、特にポイ捨てですとか、また、過料の処分件数が多いところにあるホテルなんかも、直接、何かしらマップをお渡しするだとかということも有効ではないかなと思うんですけども、ちょっと取組の中身について、もう少しご検討いただくことは可能かどうか、いかがでしょうか。

○尾上安全生活課長 ご指摘ありがとうございます。しっかり管理者対策にも取り組んでまいりたいと思います。

○小林委員長 えっ。質問は、例えば、ホテルの方とか、それから、今、マップを配るのかも言っていたけれども、そういうのは直接できるんですか。今、やっているんですか。観光業者とか、観光バスとか。

○尾上安全生活課長 まだホテル等には……

○小林委員長 はい、どうぞ。安全生活課長。

○尾上安全生活課長 まだホテル等にはマップの備付けを協力依頼しておりませんが、協力依頼できるように取り組んでまいります。

○小林委員長 いいですか。

○小野委員 はい。ありがとうございます。

○小林委員長 それと、今、ホテルの前で、ビジネスホテルがあって、その前で喫煙をされていて、そこでポイ捨てがあると。そのところで喫煙しているのは、指導できませんよね。捨てたら、できますよね、外に捨てたら。そういうことが現状起こっていれば、マップをあげるだけじゃなくて、ホテルのところにも、一応、管理責任があると思うんで、そこにも言わないと。それは、どんどんビジネスホテルができていくから、そこが喫煙所代わりになってしまったら困るわけですよ。その辺はどうですか。

○尾上安全生活課長 失礼いたしました。しっかりと、そういった管理者対策もやって、取り組んでまいります。

○小林委員長 ほかにございますか。

○入山委員 コロナも大分収束して、飲食業界も盛り上がってきて、夜のまちなんかも、結構、私も清掃していると、たばこのポイ捨て、喫煙している方たちも結構多いとは思いますが、飲食の方から、もしくは、また近隣の住民からも喫煙所が少ないという話は伺っているんですけども。また、偏っていると、場所が大分偏ったところに何個かあって、ほかのところにはないということなんですけども、そこら辺の把握はされているのでしょうか。

○尾上安全生活課長 確かに地域によって偏りがあるのが現状です。そういった偏りの苦情が多い箇所にあっては、町会としっかり話し合っ、必要な場所として取り組んで、喫煙所の設置に取り組んでまいります。

○小林委員長 いいですか。

○入山委員 また、駐車場なんかに、結構、タイムズとか、ああいう時間貸しの駐車場なんかも、結構、休憩時間に喫煙する方が多いとは思いますが、そこら辺の取締りとか、そういうのは、そういうのをやっているのでしょうか。

○尾上安全生活課長 私有地にありましては、なかなか指導員のほうから言えないんですけど、ただ、注意等はできますが、強く注意はできないというのが現状でありますので、そういったタイムズ等にありましても、管理者のほうに協力してもらおうような、私有地の

喫煙を禁止するような、そういった協力依頼をしてみたいです。

○小林委員長 ちょっと——あ、部長。

○清水地域振興部長 課長の答弁を補足させていただきます。

私有地は、指導員が指導できないというのは、ご案内のとおり、いわゆる生活環境条例につきましては、路上の喫煙を禁止しているということでございます。この路上というのは、道路上という、公道上ということでございますので、民地、あるいは、裏路地に入っただころのいわゆる私道というのは民地でございますので、ここは、過料処分の適用対象外ということになりますので、民地でたばこを吸われている方を、これ、駄目ですよということで、過料処分を科すということは、条例上はできないということ、ご案内のとおりでございます。

ただ、今、お話しいただきましたように、現実的に、現在、特に神田地区におきましては、コインパーキングが多くて、コインパーキングでたばこを吸われる方も実は多くて、その周囲の方から、さっき課長がご報告を申し上げましたように、安全生活課のほうに、吸っているのを何とかしろという苦情が毎日のように寄せられているという状況でございます。

具体的には、そういう場合に、どういうふうになっているかということなんですけれども、二つありまして、一つは、民地ということになりますと、これ、先ほどのあれじゃないですけれども、受動喫煙防止対策という流れになりまして、私も庁内の所管でいいますと、保健所の生活衛生課のほうで所管をしておりますと、その保健所の生活衛生課と安全生活課が一緒になりながら、民地での喫煙に対しての苦情ということになりますと、生活衛生課のほうから受動喫煙として問題があるかどうかということの調査に入っていくというやり方を取るというのが一つでございます。一つです。

もう一つは、意外とそれは多いんですけれども、私どものほうで柔軟に対応するということで、指導はできませんけれども、何らかの対応をするということで、ご協力のお願いに行く。それが先ほど課長が答弁した指導じゃないですけども、注意をする、お願いをしように行くということ。それから、例えば、私道なんかですと、私道の所有者の方々の皆様のご了解を得て、ここでたばこを吸わないでくださいねというようなこと、それは民地ですから、ご自分がそういう周知をすればいいんですけれども、代わって、そういったような路上に、私道上に、千代田区と入らない形の「ここでたばこを吸わないで」というペイントを代わってやってあげたりとか、その辺の柔軟な対応というのはしているところでございます。

○入山委員 はい。ありがとうございます。

あと、最後に、ちょっとお名前はあれなんですけど、大学のいわゆる学生が吸っていた喫煙所が閉鎖された。で、近隣の喫煙所に来ると。もうすごいやっぱり学生なので、人数も多いし、ちょうど時間割のタイミングで休憩時間に来ると。そうすると、スペースにすごい人数が入れないということがよくあるみたいなんですけども、そこら辺、水道橋とあって、さっきお話があったと思うんですけども、そういうところはもう重点的に増やすとかという、そういうことは考えていないでしょうか。

○尾上安全生活課長 設置については、なかなか思うように進まないのが現状ですので、そういった苦情箇所が多いところには、当然、町会と理解を深めながら、助成制度を有効

に活用して取り組んでいきたいと思っております。

○入山委員 人数、平米に何人とかというのは決まっているんですかね。

○尾上安全生活課長 大きさ。

○入山委員 はい。大きさについて、何名しか入れないとかという。

○尾上安全生活課長 いや、特に定めはございません。

○入山委員 あ、定めはない。それは、もう各事業所で、喫煙所で決めていいという。

○尾上安全生活課長 はい。

○入山委員 あ、そうなの。分かりました。ありがとうございます。

○小林委員長 ほかにござい—あ、いいですか。

部長。

○清水地域振興部長 区内に大学が、ご指摘のようにございまして、水道橋もしかりなんですけれども、お茶の水、駿河台等々、私どもとしても、大学の連携をやっているような状況でございますので、現実的に地域の方からのご要望も頂いて、大学さんにも、まあ、地域の方々と一緒をお願いをしながら、パトロールをしていただいたり、指導していただいたりというようなことも取り組んでいる大学もございますので、今後も、ご指摘のような、何というんでしょうか、目に余るというか、そういうような状況があるのであれば、大学さんにもご協力を頂きながら、一緒になって取り組んでまいりたいと思っております。それが1点。

それと、物理的な喫煙者の喫煙をされる方の喫煙場所のニーズというものは、当然のことながら、安全生活課所管のほうで把握をして、ご指摘頂いているような場所というものは把握しておりますので、喫煙所の設置に関しましては、様々なPR、課長が申し上げたとおりですけれども、町会云々も含めまして、事業者のほうにも何か適地がないかというようなアプローチの仕方というのもやってまいりたいと思っております。

ありがとうございます。

○小林委員長 ほかにございますか。

○のざわ委員 前にちょっと、私、地元の方から頼まれて、お答えできなかったことに、喫煙所設置の件なんです。これ、何かお家賃みたいなのが入らしくて、それが将来的に下がるのかどうかみたいな質問を受けていたことがあるんですけど、今後、そういう、何か、あと、中のものを取り替えるみたいなことがあるとか言っていたんですけど、これって、そういうところって、変更の可能性あるのかどうかって、せっかくなんで、ちょっと伺っているの。

あとは、もう一つ、これ、難しいと思うんですけど、外国人の旅行者、海外からの旅行者って、今、別のところから、本当は全ての旅行者は旅行会社を通じてしか観光できないようにしてくれてことで、今、検討してくれという話があるんですけど、例えば、千代田区で、条例とかで、旅行会社を通じないと、千代田区で旅行ができませんみたいなものはできるのか、できないのか、教えていただけたらと。

あと、今、どれくらいの方が、旅行会社を通じて、千代田区で旅行されて、それ以外の方はそうじゃないところから旅行されているとかって、そういう把握とかされていらっしゃるのかどうか、ちょっと教えていただけたらと思います。

○小林委員長 はい。今、質問いただいた後の部分については、路上喫煙対策とはちょっ

と関係がないので、また別の機会にお願いしたいと思います。

路上喫煙、今の公衆喫煙所の助成についてのことだと思っんですけども、それについて、ちょっと質問の仕方が違いますけれども、この助成額、設置経費と維持管理経費が出ておりますので、それが上がるのかということですか。

○のざわ委員 そうですね。はい。

○小林委員長 ですよ。上げてくれるのか……

○のざわ委員 上げるのか、維持なのか。下がるのか。今後、どういうふうに考えて……

○小林委員長 ということなんですけど、それはどう考えているかということだと思います。

○尾上安全生活課長 現在の助成金でございますが、新規申請、新規にありましては、限度額700万、維持管理費にありましては、年間264万でございます。補助が出ます。また、先ほど、工事等をやった場合の助成金、これは、5年に1回の再申請になりますが、これは、助成金限度額300万が補助できる制度になっております。今後、その助成金の見直しについては、しっかりと検討しながら、考えていきたいと思っておりますが、現状、助成金の引上げは考えていないというのが実態でございます。

○清水地域振興部長 地域振興部長です。

○小林委員長 部長。補足して。

○清水地域振興部長 今、現行の公衆喫煙所設置助成制度の補助制度の補助金額につきましては、安全生活課長がご答弁さしあげたとおりでございます。ご案内のとおり、この補助制度につきましては、当初、設置をし始めたときには、もっと低い金額でございました。この間、区議会の皆様方からるるご議論、ご指摘を頂きまして、長年かけて、ここまで到達したという状況でございます。この金額多寡というものの私どもの認識でございますが、近隣区、あるいは、23区、もっと言えば、全国的に見て、この金額多寡の助成をしている自治体というのは私は存じておりません。相当の額を補償させていただいているというふうに思っております。これは、先ほど来担当課長がご答弁を差し上げていますとおり、喫煙者と非喫煙者を共にこの千代田区で暮らしていただく、活動していただくということの手段として、現在取り組んでいるという認識でございます。

一方で、先ほど来申し上げておりますとおり、日々、喫煙者に対する喫煙に対しての苦情というものが担当課のほうに朝から晩まで寄せられているという状況でございますので、これ以上、喫煙者のための喫煙場所の確保に補助を投入するというのも現実的にかなり厳しいというふうに認識をしております。

したがって、課長が申し上げましたとおり、現状をさらに上げていくということはなかなか難しいというふうに思っておりますが、議会からのご指摘を受けて、このレベルまで上げてきているという経緯から、下げるということも、現時点の段階では考えていないと、こういう状況でございます。今の時点におきましては、先ほど来ご説明いたしておりますとおり、足りていないという状況もございまして、維持をしながら取り組んでまいりたいと思っております。

○小林委員長 はい。よろしいですか。

○のざわ委員 どうもありがとうございました。

○小林委員長 はい。今、のざわ委員からも指摘ありましたけれども、設置で700万、

維持管理で年間264万、その条件の中に、建物の1階に設置することということで出ているんですけども、これが1フロア、1階がそうあって、2フロア目を新たな喫煙所にする場合という場合は、こういう維持経費、もしくは、設置管理費なども考慮されるのかというのは、検討材料にはなるんでしょうか。

○尾上安全生活課長 過去に、喫煙所の新規設置に向け、1階フロアを新規申請して、1階で喫煙者の収容ができないということで、翌年度、2階フロアを喫煙所にしたという事例がございます。新規として。ですから、両方で、1階、2階の喫煙所を新規申請として、助成金を交付することは可能だと思います。

○小林委員長 可能。可能。

○尾上安全生活課長 はい。

○小林委員長 はい。じゃあ、よろしくお願いします。

ほかにございますか。

○田中副委員長 この路上喫煙の禁止は、平成14年、2002年から、自治体としては千代田区が最初に始めたということで聞いておりまして、現状、喫煙所なども増えて、かなり改善を見ていると思います。あと、道路上の、歩道上の周知ですね。それですが、ここにもありますように、最近の外国人観光客の増加に対して、罰則の科された件数の内訳というものが知りたいと思います。日本人と外国人の割合だとか、あと、日本人の中で、区内在住者なのか通勤者なのかとか、分かる範囲なんですけれども、それを知りたいということと、あと、それをホームページ上や広報千代田などで発表するということはいかがでしょうか。

○小林委員長 ちょっと休憩します。

午後0時07分休憩

午後0時07分再開

○小林委員長 委員会を再開します。

答弁をお願いします。

○尾上安全生活課長 喫煙者についての内訳なんですけど、実際のところ、調査しておりません。ただ、生活環境改善指導員から聞き取ると、外国人が増えたということで、外国人の喫煙者に対する過料処分は増えているというぐらいでしかちょっと回答できないのですが。また、ホームページ等に喫煙者の件数を載せたらどうかという案につきましても、そこについては検討していきたいと思っております。

○小林委員長 よろしいですか。

○田中副委員長 はい。

○小林委員長 過料を取るときに、切符を切っていますよね。

○尾上安全生活課長 はい。

○小林委員長 そのときに住所を書いているんですか。

○尾上安全生活課長 はい。

○小林委員長 住所を書いている、お名前も書いているんですよね。

○尾上安全生活課長 はい。

○小林委員長 で、そこには名前と住所は書くけれども、男性とか女性は書かない。書かないんですよね。当然書かないでしょう。

- 尾上安全生活課長 はい。名前、住所……
- 小林委員長 外国人も書かないですよ。
- 尾上安全生活課長 はい。
- 小林委員長 ただ、その切符を見れば、名前を類推すれば、これは外国人であるということはある程度分かるくらいのことしか分からないということですよ。
- 尾上安全生活課長 はい、そうです。集計が、今、すみません、していないというのが実態です。
- 小林委員長 それは集計すればいい話で。そうすれば、ある程度は分かるんじゃないですかね。一応、仕事を増やしちゃいけないんだけど、初めから分かるようにしておけばいいですよ。そうすれば、楽でしょうね。
- 尾上安全生活課長 はい。
- 小林委員長 あれじゃないですか。切符を切るからなんで、それもDXにすれば簡単なことなんじゃないですかね。DXの指針はなかったっけ。そういうのはしないの。過料みたいなDX。あ、違う、違う。そこは工夫してください。
- 尾上安全生活課長 はい。
- 小林委員長 そうすると分かるんじゃないですか。ただ、それが公表していいかどうかは別な話です。
- 尾上安全生活課長 はい。分かりました。
- 小林委員長 はい。
- 田中副委員長 すみません。
- 小林委員長 はい、どうぞ、田中委員。
- 田中副委員長 先ほどのホームページなどで公開したりということが、やはり、この20年たって、改善を見られたとはいえ、まだまだ見られるというところに対する抑制の働きがあるんじゃないかということと、あと、やはり過料というのが刑事罰ではないということで、日本人に対しては抑制の力にはなっても、外国人がどのくらいそれに従っていたのかという問題もあると思いますので、その辺のところを、今後、検討していただきたいなと思います。
- 尾上安全生活課長 外国人につきましては、当然、周知を図ってまいります。
- 小林委員長 どうやって。どうやって。
- 尾上安全生活課長 当然、今、外国人取締りにありますは、多言語使用の説明書を見せながら、路上喫煙を周知しているのですが、そのほか、当然、先ほどもご報告しましたとおり、旅行会社だったり、ホテル業界だったり、そういったところに協力依頼を進めてまいります。
- 小林委員長 よろしいですか。
- 田中副委員長 はい。
- 小林委員長 はい。
- ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 小林委員長 なし。それでは、この（2）番、路上喫煙対策について、質疑を終了いたします。

それでは、この程度——失礼しました。この時間になりましたので、休憩とさせていただきます。

休憩します。

午後0時11分休憩

午後1時29分再開

○小林委員長 はい。それでは、委員会を再開いたします。

地域振興部の（3）番で終わったんですね。終わっていなかったっけ。（「（2）番まで」と呼ぶ者あり）（2）番までだね。（3）番からですね。

（3）客引き行為等の防止対策について、理事者から説明を求めます。

○尾上安全生活課長 客引き行為等の防止についてのご報告をさせていただきます。

初めに、現状の取組みについてご説明いたします。安全生活課では、千代田区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例に基づき、秋葉原駅、神田駅の周辺地区を客引き防止等の重点地区に指定し、委託警備会社警備員、警察官OBの生活環境改善指導員による客引き防止パトロールをはじめ、地元住民等の官民合同パトロールとして、外神田パトロール、粋な神田パトロール、秋葉原イーストという推進団体がそれぞれ毎月1回、客引き防止を呼びかける活動を行っております。また、秋葉原のメイドカフェ事業者等に対する法令研修会や、デジタルサイネージ等の啓発活動にも取り組んでおります。

次に、パトロール内容についてです。委託警備会社については、表のとおり、指定場所、時間帯にパトロールを行い、中央通りは平日7名、休日10名、そのほかの場所は4名ずつ配置しております。客引き行為に抵触するようなものに対する指導、注意を行うほか、スピーカーを使用して客引き行為の禁止を呼びかけ、広報活動にも取り組んでおります。再三指導しても改善されない店舗や客引き行為者については、警察の取締り対象店舗として、情報提供を行っております。

生活環境改善指導員については、秋葉原駅、神田駅周辺を在籍する24名中の4名が2名2組に分かれ、毎日、12時30分から19時30分までパトロールを行い、客引き行為に抵触する行為を現認すれば、その場で行政指導する防止活動に取り組んでおります。

最近の秋葉原中央通りでは、お酒を提供し、接待を行うような、いわゆる風俗営業のコンセプトカフェが増え、神田駅周辺においても、いまだに悪質な客引き行為が行われているという報告を得ております。

次に、客引きに関する苦情件数です。当課に寄せられる苦情の全体の1割に満たない件数ではありますが、ご承知のとおり、客引き行為を放置すれば、ぼったくり等の他法令違反を犯す違法店舗が増加し、まちの治安が悪化する要因になります。軽微なうちからしっかりと取り締まる必要があります。

苦情内容としては、外国人女性から「マッサージ、マッサージ」と囲まれたり、数人で歩いていたり、声をかけられた等の苦情が寄せられます。

次に、警察と連携した検挙事例です。テレビニュースで放送されましたが、この検挙は、管轄警察署が客引き防止パトロールの委託警備会社から、指導しても改善されない店舗として当課に寄せられた情報を端緒に、本年5月10日、神田駅前の風俗案内所経営者ら、客引き従業員5名を逮捕し、翌日、29日も、神田駅の客引き行為で、キャバクラ店経営者ら7名を逮捕しております。本年度中、2件12名を逮捕しておりますが、この2件と

も客引きする従業員だけでなく、店舗経営者も逮捕し、関係業者に警鐘を鳴らしたと思います。

最後に、今後の取組みについて、2点ございます。1点目ですが、秋葉原コンセプトショップ協会と連携したメイドカフェ、コンセプトカフェ事業者に対する法令研修会の充実化です。秋葉原コンセプトショップ協会は、令和4年1月に、メイドカフェやコンセプトカフェを対象に、自主規制と遵法営業を推進することで、秋葉原の安全・安心を確保することを目的に発足し、現在、70店舗が入会しております。年3回の研修会を実施、行政からは客引き行為を規制する迷惑防止条例や、風俗営業の規制及び業務適正化に関する法律等、コンセプトカフェの関係業界が業務に携わる法律の勉強会を実施しております。

2点目は、警察と連携した悪質な客引き行為を行う店舗等の取締り強化です。コロナ感染症が2類相当から5類に移行され、外国人観光客をはじめ、来街者が増加する中、多くのお客を呼び込もうとする悪質な客引き行為が増えることが予想されます。引き続き、警察と連携を密にして、情報共有を図りながら、違法店舗の排除に取り組んでまいります。

以上になります。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。

委員の方の質疑を受けます。

○小野委員 今、いろいろとご説明いただき、ありがとうございます。

こちらなんですけれども、3番の客引き行為に関する苦情件数というところで、件数がそれぞれ書いてあります。この件数なんですけれども、直接、区に苦情として電話が入ったものですか、それから、パトロールしている方々に対して、直接、その場であると思うんですけれども、その辺りの苦情の収集というところについて、まず教えてくださいいただけますか。お願いします。

○尾上安全生活課長 苦情の収集にありましては、当課に直接電話、入電がございます。また、警備員のほうが苦情を受け付けた総数の件数でございます。

○小野委員 こちらの件数、そうしますと、主に神田と秋葉原だと思なんですけれども、大体の件数の割合で結構なんですけれども、分かりますでしょうか。

○尾上安全生活課長 令和5年の3月の苦情の詳細でございますが、申し訳ございません、秋葉原地区にありましては17件、神田が4、ちょっとばらばらになりますが、水道橋が9という、ちょっとざっくりとしたご報告になります。

○小野委員 令和5年の3月ということで、1か月でこの件数が来たということですよ。ありがとうございます。

今、聞いていると、秋葉原が多いのかなというところで、実際に、今後の取組みのところに書いてあるコンセプトショップ協会というと、主に秋葉原のことを指すということでしょうか。もし、そうだとしたら、今、70店舗加盟をされているということで、逆に、加盟していない店舗が一体どの程度あるのかというところは、把握が可能なかどうか、ちょっとその辺りの事情を教えてくださいいただけますか。

○尾上安全生活課長 まず、秋葉原コンセプトショップ協会の設立の経緯でございますが、令和3年、秋葉原の違法客引き行為が目立つようになり、同年6月に、地域、事業者、行政機関——千代田区、警察、消防の間で、地域の方々や来街者が安全・安心を実感しながら楽しめる活気ある秋葉原を構築するために、「AKIBA安全・安心プロジェクト」を

発足しました。その翌年の10月にこの秋葉原コンセプトショップ協会が設立し、反社会勢力の排除、適正な料金の設定、違反店舗の発見時の関係機関への情報提供という遵法精神を守る団体として設立された経緯がございます。

そこで、トータルのところですが、加盟店にありましては、70店舗とご紹介したんですが、その分母の部分については、ちょっと把握はしておりません。何店舗中、何店舗、分母があるかというのはちょっと把握しておりません。

○小野委員 分かりました。

じゃあ、ちょっと何う角度を変えますけれども、分母は把握がちょっと今のところ難しいのかなということは、事情は分かったんですけど、この70店舗については、法令研修なども受けていらっしゃると思いますので、いわゆる、真っ当な経営をされているということでもよろしいんでしょうか。

○尾上安全生活課長 違法行為を行っていないかということは、ちょっと答え切れないところがございます。ただ、法令を遵守しようという店舗だというのは言い切れます。

○小野委員 ありがとうございます。

そうですね。それぞれそれなりの意識があたりだから、やっぱりこういったところにも加盟をして、そして、研修というところで、お顔を出されているのかなと思います。となってくると、実際に、悪質な客引きをされているのが70店舗以外のお店ということになるのかなというふうに思いますので、逆に、そこへのアプローチですとか、実態をどうやってつかんでいくかということが、今後、課題ではないのかなと思いますけれども、その辺りについて、今後、どのような方法でアプローチをしていかれるのかということころは、今、検討されていますか。いかがでしょう。

○尾上安全生活課長 まず、客引き行為なんですけど、実態として、今の秋葉原の中央通りにいるメイドカフェの女性従業員にありましては、あれは、単なるチラシ配りで、法令に違反するような客引き行為ではございません。ですので、確かに、加盟していない店舗が客引き——法令に違反する客引き行為を行っているかということ、全てではございません。

一部ご紹介させてもらいますが、あれだけ客引き行為、中央通り、いるんです。女性従業員が立っているんですけど、条例違反として指導した件数なんですけど、外神田にありましては、これは1日のちょっとトータルなんですけど、外神田については7件、秋葉原については5件、神田が20件と、ここはパトロールしている委託警備業者からの報告になりますが、そういった数値、行政指導しているという数値がございます。ですので、指導しても改善されていない店舗にありましては、幾ら言っても改善されない店舗にありましては、警察に情報提供して、取締りを行うという取組で進めております。

また、協会への加入なんですけど、加入の働きかけなんですけど、そこにありましては、やはり、協会のほうで、メリット、デメリットといいましょうか、協会に加盟することで、法令が守られるという、行政上でできることは、そういった法令勉強会しかございませんので、そういった形で、加盟店舗の加入に努めたいと思っております。

○小野委員 ということは、協会への加盟というのは、ある意味、協会にちょっと任せているというふうに今受け止めましたけれども、それでよろしいんですね。

協会の方々がそれぞれの該当しそうなお店に声をかけて、協会に加盟するよというところは、民間でちょっとしばらく頑張っていただく必要があると思うんですけども、

最近の秋葉原というところを見ていると、こうした効果が、こうした取組の効果が出ているなというところもあれば、同時に、規制が非常に厳しいということで、それなりにきちんと営業されていた事業者が他区に移っていかれるというような事象もあるようです。

この辺りのところも、やっぱりしっかりと取組をされている方々がきちんと営業ができて、逆に、こうした違法、何でしょうね、悪質な客引きなどでほかに迷惑をかけてしまうというところもあると思いますので、ここは、ちょっと民間とさらに連携をしていただいて、ぜひとも、悪質なものについては極力排除ができるようにしていくこと。同時に、健全に営業されているところというところは、仕事がしやすいような秋葉原にしていく必要があると思うんですけども、そこをちょっと、若干、課長のところからは越えていくところだと思うんですけども、ぜひ、パトロールですとかだけではなくて、今後も、実際に70店舗よりも加盟店が増えるような何か働きかけというところを知恵を出し合いながら、取り組んでいただきたいと思っておりますけど、いかがでしょうか。

○小林委員長 大丈夫ですか。

安全生活課長。

○尾上安全生活課長 取組についてなんですが、加盟店の70店舗、協会の加盟店についての取組は、さらに、何でしょうか、協会を通して、警察とも連携しながら、加盟店を増やしていきたいと思っております。

○清水地域振興部長 一つには、加盟店の話でございます。コンセプトショップ協会は民間の業界団体、言ってみれば、事業者サイドの団体ということになります。コンセプトショップ店、メイドカフェ等、そのものの営業というか、そのものの業態といいますか、そういった店舗そのものに対する地域住民の気持ちというのも色々だと思っております。そういう中での違法な客引き行為、違法営業等をしている事業者、悪質な事業者、その検挙を警察と一緒にやりながらという状況の中で、コンセプトショップ協会側、その営業しているサイドの事業者さんたちが自ら努力をする、汗をかくという形がコンセプトショップ協会というものなんだろうというふうに私どもは思っておりますので、ここは、引き続き、警察と行政が連携をしながら、できることはやりますけれども、コンセプトショップ協会に入ってください、入ってくださいということを、行政として入っていない店舗に促すというのはなかなか難しいので、そこは事業者サイドのほうで努力をお願いしたいと。側面的な、支援できることは、警察と組みながらやっていきたいというのが、先ほど課長がご答弁さしあげたとおりでございます。

それと同時に、秋葉原という地は、現在もそうなんですけれども、もうこの10年、20年の中で、1年度の中でテナントが100店舗ぐらい入れ替わる地域だというふうに聞いております。どういう業種であってもですね。その中で、健全にといいますか、事業者さんは、いろいろあるんだろうとは思いますが、秋葉原という土地、外神田を中心とした秋葉原という土地で、地域に貢献をしながら、地域の人たちにも喜んでいただける営業をしていただきたいと私どもは思っております。そういう事業者がそういう営業を営んで、継続して営んでいっていただくためにも、ご指摘のような悪質な事業者をきちんと指導していく、警察とも組んで指導していくということが、我々、行政の役目かなというふうに思っておりますので、ご指摘の点も踏まえながら、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○小林委員長 はい。

ほかにございますか。

○入山委員 まず、生活環境改善指導員24名というのは、区の方、地域の方、ちょっと教えていただけますか。

○尾上安全生活課長 生活環境改善指導員にありましては、区の職員——公募で募集をかけ、採用している指導員でございます。

○入山委員 はい。ありがとうございます。

委託警備会社なんですけども、何社ぐらい入っているのと、あと、どんな会社でしょうか。

○尾上安全生活課長 契約しているのは1社でございます。警備会社、シンテイ警備という警備会社でございます。

○入山委員 ありがとうございます。

1社、結構長くやられている感じですかね。いろいろノウハウとか経験とかあるとは思いますが、活動していただいて、注意、声かけしていただいて、よくしていこうという流れだとは思いますが、報告も受けているとは思いますが、ちょっと若干、何かまちななじんじゃっているような感じもあって、あんまり声をかけているような雰囲気は僕はあんまり見たことがないので、ちょっと、そこら辺の慣れが随分あるのかなという感じがするんですけども、そこら辺とか、何か改善というか、そういうことは考えていないですかね。

○小林委員長 はい。委託警備会社は、いつから千代田区はこのシンテイさんにして、シンテイさんが今まで何年やり続けていたのか。1社というのは、随契ということだと思うんですけどね。随契じゃないんですか。

○尾上安全生活課長 最初は……

○小林委員長 あ、ちょっと待って。まだ全部言っていない。

その辺と、あと、今言われたのでいうと、まちななじむとかというのも、いいことも悪いこともあると思うんですけど、基本的に、パトロールを警備会社に委託するときに、委託内容があるでしょう、何をやってくださいと。こういうことを警備でやってくださいというのを、併せて答えてくれますか。

○尾上安全生活課長 シンテイ警備にございましては、平成28年度、競争入札により契約しておりますが、その後、プロポーザル方式による随意契約で行っております。で、現在に至っております。

警備内容でございますが、勤務時間帯ごと1人当たりの単価設定で、実績に応じた支払いをしております。ですので、契約、どういった業務内容かという、当然、客引き行為がいれば、指導、注意する。スピーカーで防止活動を働きかけるという業務内容で契約をしております。

○入山委員 ありがとうございます。

何か大分慣れなのか、あまり効果がないように見えたりもするときにあったので、ちょっとそこだけはきっちり区のほうでも見ていただきたいなと思っているのと、あと、ちょっと神田に特化する部分なんですけども、深夜になると、商店街等にやっぱり外国人の女性の方が交差点ごとにたむろして、客引きを行っているというのをちょっと伺ってはいる

んですけども、地域の安心・安全を考えると、深夜の青パト、回ってはくれているんですけども、やっぱり、そこら辺を何とかしていただければなと思うんですけども、何かお考えとかありますか。

○尾上安全生活課長 まず、すみません、委員が先ほど言ったなれ合いのところを回答しておりませんでした。当該で警備会社と住民とのなれ合いが、なあなあ感があるというのは……

○小林委員長 住民じゃないでしょう。

○尾上安全生活課長 事業者。

○入山委員 客引きと……

○尾上安全生活課長 店舗の……

○入山委員 客引きと警備会社が、あまり注意が行き届かないような感じ。

○尾上安全生活課長 あ、そういった話ししている場面が見られるということでしょうか。

○入山委員 はい。

○尾上安全生活課長 そこにありましては、恐らくシンテイ警備が指導をしたり、いろんなことを聞いている状況がそういうふうに見られているのかなと思いますので、そこは、警備会社のほうに注意しておきます。

○小林委員長 注意じゃないんだ。まず、警備会社に、これ、委託していて、警備会社はどこまで何ができて。警察はどこまで何ができてというのは、役割分担が分かれているでしょう。

○尾上安全生活課長 はい。

○小林委員長 言われるのは、なれ合いになっちゃっていて、ちゃんと注意しているんですかと言っているわけ。ですよ。

○入山委員 そうですね。

○小林委員長 そう言っているわけ。ちゃんとどこまで注意ができて、警察もどこまでできて、それが分からないと、周りで見ている人は、なれ合っているんじゃないのって。ちゃんと注意しているのと見えているよと言っている。だから、警備会社に区としてもどこまで委託して、どういうことをやっていただいている、それが効果が上がらないのであれば、やっぱり考えないといけないよね、方法を。警察と連携するのもあるだろうし。と、いって、警察もどこまでできないよということを教えてくれないと、見ているだけでは、なれ合っちゃっているんじゃないのって。客引きするとなれ合っちゃって、警備になっていないじゃないということだと思うんですけど。

○尾上安全生活課長 分かりました。失礼しました。

まず、客引き行為なんですけど、ただ立って、お客を呼ぶのは客引き行為ではないんですよ。指導できるのは、区条例違反で該当するような客引き従業員だったら、指導しております。警察についても、都の迷惑防止条例というのがございますが、それについては、執拗にという、立ち塞がったり、距離はいろんなあるんですけど、そういった執拗に客引き行為を、客寄せをするような行為が取締りの対象行為でございます、シンテイが、そこは現場をちょっと確認していないところがございますが、シンテイが話しているところは、その客引き行為に触れていない従業員かもしれません。そこは確認を取ります。

シンテイに委託業務している内容にありましては、当然、区条例違反、そういった客引

き行為に当たるのを発見したら、指導、情報を上げろという契約内容になっております。

○小林委員長 今のあれで——どうぞ、お座りください。今のお話ですと、なれ合っているというのは、そちらから調べるけれども、お話を聞いているとかになってくる。要するに、客引きをしている人から情報をもらっているとか、困るよとか、指導しているとかということだと思ふんですけれども、要するに、なれ合っていると見えるのは、注意していないんじゃないかなと見えているんです。条例違反とかなんとかというのは分かりません。でも、基本は、客引きをしないでくれとか、客待ちで、客待ちをして、お店に入れないでくれとか、そういうことだと思ふんだけど、そこで客引きはいけませんよと言っているんだけど、周りへの見え方は、何もやってくれないじゃないかと見えているよというところなんで、そこを幾ら聞いても、お願いしている内容が同じだったら、ずっと見えちゃうんじゃないですかね、そういうふうに。

だから、その辺は、警察も含めて、そうなんでしょうけど、何回もやるとか、悪質だったら取れると思ふんだけど、例えば、神田駅でも、秋葉原でもそうだけど、たくさんの方が、要するに、営業する人が外に出ちゃったら、ピラ配りといっても、ピラ配りも数が決まっているんですよ。期間も決まっているんだけど、それを、例えば、僕らは普通の人は言えないんですよ。ピラ配りをしているかどうか、それ、見せろなんて聞けないんです。そういうのが聞けるようになっていたりとか、そういうことはどうなんですか。

○尾上安全生活課長 警備会社については、確認は、ピラ配りの何を配っているかというのは確認はしていると思います。

○小林委員長 ピラ配りの前、人数も決まっているでしょ。1店舗2人までとか。許可を、届出を出すとか、それを持っているとか。それは聞けるんですか。

○尾上安全生活課長 聞けません。

○小林委員長 聞けないですね。聞けないんです。だから、そういうふうに見えちゃう。

だから、その辺は知恵を出さないと、そういうふうにはずっと見られちゃうんじゃないですか、ということだと思ふんです。その辺を併せて、ちょっと検討内容……

○尾上安全生活課長 はい。分かりました。検討します。

○入山委員 区の方がたまに見に行っていて、警備会社の方がしっかりやっているところを見て、確認していただければいいかなと思います。

あと、中国人の——中国人じゃない、外国の方の……

○小林委員長 訂正。

○入山委員 はい。深夜の客引きについて、ちょっと見ていただけるかどうかというのを。

○尾上安全生活課長 すみません、ご報告が遅れました。神田駅の深夜の外国人にありましては、そこはもう警察のほうに情報を上げておりますので。

それ以上はちょっと言えません。

○入山委員 はい。よろしく申し上げます。

○小林委員長 よろしいですか。

○入山委員 はい。

○小林委員長 はい。

ほかにございますか。

○清水地域振興部長 補足だけさせていただきます。

ご指摘を頂いた、入山委員だけではなくて、小野委員からもそうだと思うんですけども、委員長からもそうだと思うんですけど、確かに一般的に見て、あれだけというと、ちょっといろいろと語弊があるんですけど、お店の方々が路上にたくさんいらっしゃることで自体がもう違法、条例違反じゃないかというふうに一般的には見えるんですけども、そうではない人が大多数であるという状況の中で、苦慮しながら、指導、パトロールを続けているという現状がまずございます。その中で、違法な風俗営業だとか、条例違反の客引きだとか、都条例違反の営業だとか、その状況に応じて、警察と、それから、警備委託会社と密接に情報連携をしながら、しかるべき対応を取ることが今やっていることでございます。

ただし、冒頭申し上げましたように、一般的に見ると、何もやっていないじゃないのというふうなことは、非常によく私の耳にも、目にもしますので、そこは、委員長が整理していただいたように、少し警備会社とも、また、区の職員とも庁内でちょっと確認をしながら、こういった効果的なやり方があるのかというのは研究させていただければと思っております。と同時に、神田駅のご指摘を頂きましたけども、神田だけではなくて、そういうご指摘の状況というものにつきましては、これからより一層、警察とも密接に連携しながら、対応をしっかりと取ってまいりたいと思っております。また、そういう情報がございましたらば、ご連絡いただければ、非常にありがたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○小林委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、（３）客引き行為等の防止対策については、質疑を終了します。

次に参ります。（４）マルチコピー機（証明書コンビニ交付）の利用案内について、理事者から説明を求めます。

○吉田万世橋出張所長 それでは、項番（４）マルチコピー機（証明書コンビニ交付）の利用案内について、地域振興部資料４に基づき、ご報告いたします。

今回のご報告の趣旨でございますけども、コンビニ交付サービスを受けることができるマルチコピー機の操作方法が分からない、また、操作に不安があり、コンビニ交付を利用してみたいが、利用まで至らないといった区民の方からの声を頂いておりました。そのため、操作方法が分からない方や操作に不安のある方に職員が直接操作説明を行ったり、利用方法を分かりやすく説明する動画を作成することで、サービスを利用したい方が不安なく利用できるよう、案内の充実を図っておりますので、その内容をご紹介しますものです。

それでは、資料に沿ってご説明いたします。

まず、１番、証明書コンビニ交付サービスについてです。証明書コンビニ交付サービスとは、マイナンバーカードを使用して、暗証番号を入力することにより、区役所や出張所に直接出向くことなく、全国のコンビニで各種証明書を取得することができるサービスであって、区は、令和５年４月１日から証明書コンビニ交付サービスで取得できる各種証明書の手数料を、窓口で取得する場合と比べ、一律１００円引きとしているところでございます。

次に、2番、利用案内方法についてでございます。

まず（1）番、マルチコピー機の設置・操作支援についてです。令和5年7月にコンビニ交付サービスが利用可能なマルチコピー機を区役所本庁舎2階と麴町出張所、万世橋出張所の3か所に設置いたしました。利用の際には、操作が分からない、不慣れという方に対して、直接、職員や、本庁ではフロアマネジャーが操作説明を行い、証明書取得の支援を行っておるところでございます。

次に、（2）番、マルチコピー機の操作説明動画の作成についてです。証明書コンビニ交付サービスの利用方法を分かりやすく説明する約3分間の動画を作成、公開しております。動画は、千代田区公式のSNS、千代田区のホームページでの発信、総合窓口課や出張所窓口での放映をしております。映像のイメージですが、実際にコンビニに設置されているマルチコピー機の操作画面を映しながら、住民票の写しを取得するまで、順を追って、視覚的に分かりやすく説明する内容となっております。

次に、3番です。証明書発行枚数の推移についてでございます。取得可能な証明書の窓口交付とコンビニ交付の枚数の推移を示しております。下段のコンビニ交付の発行枚数を見ていただきますと、年々増加しており、直近、令和5年度は、7月までの4か月間で約1万4,000枚、窓口交付とコンビニ交付を合わせた枚数の約28%をコンビニ交付が占めているという状況になってございます。

また、参考1ですが、この7月のコンビニ交付枚数は、7月の1か月で約4,000枚、うち、区役所、麴町出張所、万世橋出張所に設置したマルチコピー機の発行枚数は、7月、括弧内ですね、括弧内の344枚となっております。内訳といたしましては、区役所が187枚、麴町出張所が110枚、万世橋出張所が47枚となっております。

参考2につきましては、マイナンバーカードの保有率でありますけども、6月末時点で、約65%の方が保有しているという状況でございます。

ご報告は以上になります。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。

これについては、後ほど動画をご覧くださいようとなっております。

それでは、委員からの質疑、質問を受けます。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、（4）マルチコピー機の利用案内についての質疑を終了いたします。

それでは、次に参ります。次に、（5）「LGBTQを知るハンドブック」の作成について、理事者から説明を求めます。

○永見国際平和・男女平等人権課長 それでは、地域振興部資料5により、「LGBTQを知るハンドブック」の作成についてご報告申し上げます。

まず、ハンドブック作成の目的でございますが、区では、第6次千代田区ジェンダー平等推進行動計画に基づき、性別や性的指向、性自認にかかわらず、誰もが尊重される社会を目指し、LGBTQ施策の推進に現在取り組んでいるところでございます。LGBTQについて、地域社会における理解促進のため、このたび、LGBTQに関する基礎知識や当事者が直面する困難、相談窓口などについてまとめた「LGBTQを知るハンドブック」

を作成いたしました。その「LGBTQを知るハンドブック」でございますが、本日、お手元にお配りしてございます別添のとおりでございます。

その冊子を1枚おめくりいただきますと、目次がございます。LGBTQに関する基礎知識や相談窓口等について、「性のあり方とは」や知っておきたい基礎知識、LGBTQ当事者が社会で直面している困難や相談窓口等のご案内等を書かせていただいております。

次に、今後の周知でございますが、冊子の配布や区のホームページ、あと、職員向けには、全庁LANパブリックフォルダへの掲載、区のSNSでの発信等を予定してございます。本委員会の委員の皆様以外の区議会議員の皆様へは、ポスト対応をさせていただく予定でございます。

ご報告は以上でございます。

○小林委員長 はい。報告、説明が終わりました。

委員から質疑、質問を受けます。

○永田委員 最後のページに参考文献でいろいろ他区の情報や東京都を参考に、本区だけで独自に作られたものというふうに考えてよろしいんですか。

○永見国際平和・男女平等人権課長 こちらのハンドブック等は、ほかの自治体等のお作りいただいているものとかも参考にさせていただきながら、できるだけ、最初の入門編として、「イロハのイ」というところから始めて、分かりやすく、図解も使いながら、イメージしやすいように、今回は作らせていただきました。

これは、この中身自体は、千代田区のオリジナルでございますが、それぞれこの出典等については、こちらに書かせていただいているようなものとか、他区のハンドブック等を参考にさせていただきました。

○永田委員 これ、本区で独自で作成して、これをどのように活用していくのか。例えば、対象年齢とか配布方法について、説明してください。

○永見国際平和・男女平等人権課長 対象年齢につきましては、こちらは、そうですね、今、教育委員会のほうでは、どの年代からLGBTQについて教えていくかというところは議論になっているかと思いますが、まずは、国際平和・男女平等人権課としては、地域への理解というところから始めたいと思っております。今後、今考えておりますのは、出張所や各地域の団体さん等、少しお声を聞きながら、例えば、出前講座のような形で説明をしていったりということを考えております。

こちらで、このハンドブック作成に当たっては、地域の方や学識経験者から構成される男女平等推進区民会議や庁内会議である男女平等推進委員会のお声を聞きながら、作成をいたしました。男女平等推進区民会議の委員の皆様からは、こういうハンドブックがあって、大変勉強になったというようなこともあって、この地域の中でも読んでいきたいというようなお声も頂いているところでございますので、そういう、まずは、地域の理解というところを一步ずつ進めていきたいと思っております。

○永田委員 ここにあるように、性自認や性的指向を尊重することが大切ということは、よく分かるんですが、それ以前に、まず、生物学的な性別があるわけなんですね。それを、まず、認識、子どものうちにして、その中で違和感があって、そして、こういう多様な考え方というか、思考があるんだというところに行かないと、初めから、例えば、男に生まれたかった、女に生まれたかったみたいなレベルで、自己申告で性自認を認めていくよう

な方向性には非常に疑問があるんですね。こういったもの、理解促進には非常に有効だと思いますが、特に小学生ぐらいまでですかね、これを見て、理解することは大事であっても、自分自身をまだ認識していない中で、多様性ばかり教えても、これはあまりに自由過ぎる方向に誘導してしまうのではないかという危惧を感じているんですが、そういったことについて、どのようにお考えですか。

○永見国際平和・男女平等人権課長 こちらのこの配付対象につきましては、教育委員会のほうとは連携をして進めてまいりたいと思いますが、今年度、教育委員会、子ども部のほうは、小学生向け、あとそれ以外の子どもの権利についてというところで、こちらの冊子もお作りいただいて、それで学校のほうで配付しているというふうに聞いてございます。あと、私どものほうでも、こちらのLGBTQを知るために、学校の先生方に出前講座を、男女共同参画センターMIWのほうの出前講座を、学校の先生たちの夏休みの研修のほうでもさせていただいております。そういうところでも連携をして、今後も進めてまいりたいと考えております。

○永田委員 例えば自己申告による性自認については、例えば女装した男性が女性のトイレに入ったとか、いろんな問題が実は起きているわけなんですよ。それが本当か、その性自認が自己申告だけでは、非常に行政としてはコントロールもできないんですよ。もう、であれば、こうした内容を発信するのは非常に慎重にするべきだというふうに私は考えているんです。

例えば他区、荒川区だったか、どこかでは、女性トイレをなくして、だれでもトイレにして、非常に困惑しているという、そんなようなこともあって、それが実際に女性に対して非常に不利益になっている。確かに少数の権利を守ることも大事であっても、やっぱり最低限、多数の方たちに不利益にならないような範囲内で配慮が必要なんだという認識がなければ、過剰に、私は別に理解はしますけども、多様なのは。行政としてどうやって責任を取っていくのか。そういったもっと深い認識がなければ、ハンドブックを作りました、配りました、教育はこの後考えますでは、無責任じゃないかと思えますけども、どうでしょうか。

○小林委員長 担当部長。

○佐藤文化スポーツ担当部長 ご指摘ありがとうございます。国のほうでもLGBTの理解増進法が制定、成立しまして、その過程でも、今、永田委員がおっしゃるようなトイレの問題、あと公衆浴場をどうするか、そういったいろんな議論があって制定されたという経緯は、我々も認識しているところです。

国は、法律はできたんですけども、その中でやはり地方公共団体の役割というのもうたっていて、教育の問題ですとか相談体制の整備とか、そういうものは書いてあるんですけども、国のほうも、この推進、理解増進に対する計画ですとか指針ですとか、そういうものはまだ出ておりません。区として責任を持って具体的に施策を進める上では、そういった国が示すものを参考にして今後検討していきたいと思えます。

委員おっしゃるとおり、この問題につきましては非常にセンシティブな面もございますので、我々としては、多様性を尊重して理解増進していくというところの大切さ、その認識の上でこの冊子を作っておりますので、今頂いたご意見も参考にしながら施策を進めていきたいと思えますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○永田委員 はい。いいです。

○小林委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、この項を、（５）番、「LGBTQを知るハンドブック」作成についての質疑を終了します。

（６）番、次へ行きます。国指定史跡常盤橋門跡保存活用計画素案の作成について、理事者の説明を求めます。

○佐藤文化スポーツ担当部長 本日、文化財担当課長、すみません、病気により欠席させていただいておりますので、私からご報告させていただきます。地域振興部資料６により、国指定史跡常盤橋門跡保存活用計画素案の作成について、ご説明します。実際の素案、皆様のお手元にもあるとは思いますが、１８０ページにも及びものですので、概要版を作りました。概要版についても１０ページほどありますけれども、これで説明していきたいと思っております。資料６をお出しいただければと思っております。

この素案につきましては、９月５日号の広報紙に掲載した後、２週間、１９日まで意見募集、パブリックコメントのほうを実施していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

まず、１の計画策定の目的ですけれども、常盤橋門跡の適切な保存と活用を図り、次世代へ継承することを目的とする行政計画でございます。内容としては、史跡の本質的価値を再検討し、それに基づく保存活用や整備の基本方針をまとめたものでございます。

２番の計画対象範囲と期間でございますけれども、ちょっと小さいんですが、右に図があります。図１でございます。赤いところが史跡の指定地でございますけれども、点線のところを計画対象範囲としたいと考えております。その外側、薄い青いところは、将来的にこの範囲も含めたいというふうに考えております。計画期間に関しては、令和６年４月から令和１５年３月ということで、１０年計画というふうになっております。期間満了後はまた改訂していくということでございます。

３の計画の位置付けです。これは文化財保護法に基づくもので、国指定史跡の保存活用計画です。また、区の中では、基本構想、文化芸術プランそれぞれを上位計画として位置づけているものでございます。

検討・協議の経過、４番でございます。右に表がございますけれども、委員名簿、学識経験者を含め、行政委員、オブザーバー含めて検討体制をつくってございまして、平成３０年度から足かけ６年かけて検討してまいりました。計９回委員会を開催して、検討・協議を行ってまいりました。

めくっていただきまして、２ページ目でございます。５番、史跡常盤橋門跡の概要です。常盤橋門は、江戸城外堀の門の中でも奥州道中につながる江戸五口の一つでございます。そういう意味で重要な門であったということです。門は、明治以降、門の建物自体は破却されました。門前の外堀に架かっていた木の橋、これも明治１０年に架け替えられて、今の、修復しましたけど、石の橋に架け替えられております。その後、桁形石垣も一部取り壊されたんですけれども、昭和３年に国の史跡に指定されました。理由としては、保存状況が良好であること、様式の石の橋、石橋である常盤橋と共に保存されていることが挙げられております。その後、昭和８年、常盤橋公園が開園し、人々に親しまれております。

昭和39年、前の東京オリンピックのとき、それに合わせて川の上と、川に架かっている橋の上に首都高が建設されているということになっております。

3ページ目です。6の史跡の価値ですけれども、史跡の指定要件となった価値、本質的価値でございますが、（1）番、丸1丸2がありますけれども、丸1、江戸城大手門筋の外郭正門としての価値、丸2番として、明治10年架橋の常盤橋としての価値。で、それに準ずる価値、指定の要件ではないんですけど、準ずる価値としては、市民運動で保存されて、公園整備も行っている。関東大震災からの復興の中で付加された価値もある。（3）の特質として、空間全体の雰囲気のことですけれども、江戸城外郭門の保存の歴史を今に伝える史跡である。丸2としては、都市・東京の移り変りを体感できる空間の要であるというようなことが挙げられます。

めくっていただきまして、4ページ目です。7番の保存活用の理念と方向性でございます。まず（1）の保存活用の理念、上のブルーの囲みのところに記載させていただいておりますけれども、「守り活かす江戸城外郭正門」ということで、「江戸から東京への歩みを象徴する史跡」「史跡を守り伝える」「史跡を活かし伝える」ということが理念となっております。

（2）の保存活用等の方向性、1）から5）まで、調査研究、保存管理等々書いておりますけれども、5ページ以降で詳細を説明させていただきます。

5ページ目、8番の調査研究です。（1）の調査研究の基本方針、この（1）の一番下の段落にありますけれども、この常盤橋門跡にかかる調査研究については、千代田区が実施するというふうに明示させていただきました。その上で、他の研究者や研究機関については連携や資料提供などの協力を行っていくということとしております。

（2）調査研究の方法としましては、その黒四角、史跡の収集・把握等々を書いておりまして、調査研究活動の支援等を行ってまいります。

めくっていただきまして、6ページ目です。9番の保存管理です。ある意味、区がこの史跡を守っていかなければいけない立場ですけれども、その意味では重要な点となるというふうに考えております。真ん中辺の段落にありますけれども、史跡指定地内での開発等に伴う現状変更については、その計画素案の中の126から130ページに基準を示しておりますけれども、それに基づいて許可の可否を審査する。表に、下に表がありますけれども、一部を抜粋して記載しております。この地域は、ご承知のとおり、デベロッパーによる開発ですとか首都高の地下化など大きな開発が予定されておりますけれども、その開発による現状変更に関しては、基準に基づきに適正に審査していきたいというふうに考えております。

7ページ目の活用です。史跡の活用を伝えるために、展示とか見学支援とか、そういった事業の企画、また刊行物、これは今までもやってきたことですが、新たにデジタルコンテンツなどを活用して、調査・研究の成果と発信を軸として進めていきたいと思っております。また、この地域、歴史ある街並みにふさわしい、居心地の良いパブリックスペースの形成を図るということで考えております。

（1）の展示見学支援ですけれども、新機軸としましては、DXの活用も含めまして、AR（拡張現実）ですとか、その辺を活用して、そういったデジタルコンテンツにより、現地説明などを行っていきたいというふうに考えております。

（２）居心地の良いパブリックスペースの形成。ここは、公園の整備も計画して今検討しているところですが、それも含めて居心地の良いパブリックスペースにしていきたいと。

（３）の調査・研究成果の発信ですが、刊行物を出したり、インターネット、これも三次元で表したりVRなどを活用して、非訪問でも史跡見学ができるようなコンテンツを検討してまいります。連携事業の企画ですね、ここに列挙させていただいておりますが、千代田区の小学校の社会科副読本へ掲載する。ウォークアブルなまちづくりも進めていますので、そういった拠点にしていくというようなことも考えております。

めくっていただきまして。８ページ目です。下の図にあります四つのゾーンを考えております。ピンクのところ、枳形ゾーン、ここは枳形の石垣、これの修復。活用のための整備としては、今もやっていますが、ライトアップの照明工事、視点場の整備、先ほども申しましたけれども、AR等で往時の姿を体感できるような解説。

２番、（２）は常磐橋ゾーンです。白のところ、橋のところですね。橋梁の長寿命化、修理工事の実施、これも見栄えのいいところの視点場の整備等を考えております。

（３）として、紫のところ、渋沢像周辺ゾーン、渋沢栄一の像が立っていますけれども、その辺も保存活用していくということで、照明工事等を考えております。

最後、黄色いところ。多目的ゾーンです。公園整備との共存を図りながら、出土遺物、旧材の保管場所、そんなの見える化、見せる、訪れる人たちに覚えてもらえるような、そういった整備をしていきたいと思っております。

９ページ目、１２番、管理運営の体制づくり。これについては、区の中のほかの部、環境まちづくり部が多いんですけども、その辺、あと観光協会等の外部の関係機関の連携等で体制を整えて、調査研究、活用・整備を行っていくということで、体制整備、体制づくりを考えております。

最後、めくっていただきまして、１０ページ目です。この計画を進めるスケジュールでございますけれども、短期、中期、長期、短期は策定から５年、中期はその後１０年まで、長期はそれ以降ということで、短期、中期、長期ということで分けております。下に表がありますけれども、今ご説明した項目、施策等の実施時期を、短期、中期、長期ということでお示したものでございます。

ご説明は以上でございます。

○小林委員長 はい。ありがとうございました。

説明が終わりました。委員からの質疑、質問を受けます。

○大坂委員 １点だけ、ちょっとお願いというか。非常に壮大な整備計画だなというふうにも実感しています。特に千代田区内は史跡等々が多くあると思っておりますけれども、この状況ですと、ここが本当に何か思い入れがすごくあるような、そういった場所になっていくような計画になっているのかなというふうには感じはするんですけども、昨今、この千代田区の中でまちづくり等々をいろいろ考えていく中で、一番重要なのは回遊性だということの方が言われていると思います。ここのところをしっかりと整備をしていくということについては特に異存はないんですけども、やはりその他の史跡ですとか観光地としっかりと連携を取った上で、回遊性をどう高めていくのかという視点が非常に重要なのかなと思っています。

最後のところで、いろいろな部署と連携をしっかりとっていくというところもありましたので、そういったところと連携を取りながらやっていただきたいなと思います。特にこの中で、AR、そういった技術も活用されるということでありますので、常磐橋だけじゃなくて、水平展開といいますか、他のところでもしっかりと連携を取りながら、導入することによって回遊性も高めていくことができるんじゃないのかなと思っていますので、そうした視点をしっかりと取り込んでいただきたいと思っているんですけども、いかがでしょうか。

○佐藤文化スポーツ担当部長 ご指摘ありがとうございます。先ほどもご説明の中に盛り込みましたけども、ウォークアブルなまちづくりということで区のまちづくりを展開しております。区内各所には史跡だけではなくて観光名所等もありますので、そういったところの回遊性を深めて広げていく意味で、同じ部内でもありますので、商工観光課ですとか、あと、外郭になりますけども、観光協会等とも連携していきたいと思っています。

また、今言っていましたけども、こういった文化財の保存活用についても、DX化を進めていくようなことを今後検討していかなきゃいけないと思っていますので、ARの活用、あとVR、そういった活用も行って、なかなか全て昔のままに修復というのはかなわないんです。時代時代の形もありますので、そういったデジタル的なところも活用して、往時の姿を体験できるようなこと、これは考えていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○小林委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

○田中副委員長 すばらしい計画書の発表をどうもありがとうございます。これなんですけれども、現地で議員の視察などはさせていただけるんでしょうか。

○佐藤文化スポーツ担当部長 その点については委員長、副委員長で検討していただいて、もしそういうご要望があれば、ぜひ来ていただきたいなと思います。それについては、専門の学芸員もおりますし、ご案内についてはしっかりとさせていただきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○田中副委員長 ありがとうございます。

○小林委員長 分かりました。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、（6）国指定史跡常盤橋門跡保存活用計画素案の作成についての質疑を終了します。

以上で地域振興部の報告を終わりました。

いいですか、続けて入っちゃって。（発言する者あり）はい。それでは、政策経営部の報告に入ります。政策経営部、（1）令和6年度予算編成方針について、理事者からの説明を求めます。

○夏目企画課長 それでは、令和6年度予算編成方針についてご説明いたします。

初めに予算編成方針の位置づけですが、予算事務規則第6条に基づきまして、区長が会計年度ごとに定める予算編成に関する基本方針という位置づけになっております。来年度の区民サービスや区政運営の方向性について、組織内部の意思統一を図るためにお示しす

るもの、内部に示すものです。予算につきましては、各部がこの予算編成方針の基本的な考え方などに沿って見積りを行います。その後、区長が調整、決定した予算案を区議会の審議のほうに付しまして、ご議決を頂いて成立するという流れになっております。

本文のほうをかいつまんでご説明いたします。冒頭部分、第4次基本構想の下では、変化に柔軟に対応していくため、分野別計画や新たな課題等を踏まえて策定する中期的な方向性に基づき各年度の取組を推進するという、現行の基本構想の下における各種の取組推進の考え方を示しております。

次の段落から、令和6年度予算で注力すべき方向性を述べております。まず、この間コロナ禍がもたらした様々な変化を踏まえて、区民ニーズを再検証し、かねてからの課題に改めて向き合って克服すべきこと。その諸課題として、脱炭素社会の実現、災害対策、地域コミュニティの活性化などを挙げるとともに、各種施策の展開に当たっては、多様性を認め合う社会づくり等への対応が必要である旨を述べております。

また、次の段落では、千代田区特有の事情として、人口が増加傾向であることへの対応の必要性を述べた一方で、我が国が直面する少子化に、基礎的な地方公共団体として、区民のライフステージに応じた多角的な施策を展開する必要がある旨を述べているところで

す。さらに次の段落のところ、デジタル技術の活用による行政サービスの一層の充実、地域のスマート化に向けた取組の進展に触れまして、行政内部からも変革をしていくこと。その次の部分では、今後増大するニーズに行政だけで対応していくことには限界がある。内部努力と並行して、企業や大学などとの協働の必要がある旨を述べております。最後の部分では、多方面の課題解決に取り組み、区民が住んでよかったと実感できる、どこよりも魅力あるまちを目指すとして、記書き以下4点の基本方針により予算編成すると定めております。

1点目、第4次基本構想に掲げた将来像を実現するため、区民等を取り巻く環境の変化を的確に捉え、社会の変化に応じた施策を積極的に展開すること。2点目、従来からの課題への対応を着実に進めるとともに、少子化対策にも寄与する施策について、基礎的な地方公共団体の役割を踏まえて多角的に展開すること。3点目、デジタル技術の活用を推進し、区民の利便性向上やサービスの充実に資する施策を展開すること。4点目、持続可能な行財政運営を推進するため、企業や大学等との協働やデジタル化を含め、業務を再構築するとともに、執行体制の見直しを行うこと。以上の方針に基づき令和6年度予算の編成作業を進めていくこととなります。

予算編成方針の説明につきましては以上です。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。委員から質疑、質問を受けます。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、（1）令和6年度予算編成方針についての質疑を終了します。

次に参ります。（2）令和5年度都区財政調整当初算定結果の概要について、理事者から説明を求めます。

○中根財政課長 それでは、5年度の都区財政調整当初算定の結果の概要をご報告いたし

ます。

当初算定の概要をご報告する前に、裏面を使いまして、都区財政調整制度というものをごく簡単にご説明いたします。都区財政調整制度につきましては、東京都と特別区だけに適用されております、特別区が一体性があるということに鑑みまして、地方交付税制度を参考にしてつくられている独自の制度です。まず、左側の東京都というところですが、東京都におきましては、一般の市町村では市税である固定資産税ですとか法人住民税とかが、区財政調整制度の下では一旦東京都が賦課徴収することとなります。その賦課徴収された金額の55.1%が特別区全体の財源となります。その特別区の全体の55.1%のうち、下のところですが、95%が普通交付金、残りの5%が、災害が起こった場合とか災害の復旧とかというための特別交付金という、二つの種類に分かれます。普通交付金95%については、その分け方のルールがありまして、そのルールに基づいて23区ごとに積算されます。その積算された金額が、今回ご報告するものになります。

表面にお戻りいただきまして、今回、普通交付金として、総額で特別区には、一番下のところの9,194億5,600万余りが全体として特別区に交付されます。そのうち千代田区については8億2,500万余りとなります。港区や渋谷区については、今回の算定に当たっては普通交付金は交付されないというような23区の状況でございます。

簡単ですが、説明は以上になります。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑、質問を受けます。いいですか。なし。

それでは、（2）令和5年度都区財政調整当初算定結果の概要についての質疑を終了します。

次に、（3）（仮称）千代田区債権管理条例の制定について、理事者から説明を求めます。

○古田財産管理担当課長 それでは、政策経営部資料3-1及び3-2に基づきまして、（仮称）債権管理条例の制定についてご報告をさせていただきます。

前回、7月7日の当委員会におきまして、平成30年度から現在に至るまでの債権管理の適正化に向けた取組をご報告させていただきました。その中で、平成30年に議会から頂いた附帯決議により宿題となっております（仮称）債権管理条例の制定について、本年の第4回定例会で議案として上程できるよう準備を進めていることや、9月には条例の素案を当委員会にお示しするとともに、パブリックコメントを実施していきたいといったスケジュールの予定についてご報告をしたところでございます。また、その際に、委員の皆様から幾つかご意見等も頂戴しておりますので、その一部につきましては、本日の段階でお答えできるものについては併せてご報告をさせていただければと存じます。

それでは、資料3-1のほうをまずご覧いただきまして、項番1の趣旨でございます。この条例を制定する目的、趣旨は、大きく分けますと二つの観点がございます。1点目は、法令で規定されていない台帳の整備など債権管理の基本となる手続について、条例により補足することで、債権管理事務の統一性を図るという点でございます。2点目は、法令に基づき適切に徴収することが債権管理の大原則ではございますが、債務者が著しい生活困窮状態にある場合や破産している場合など、これ以上徴収努力を行っても徴収が困難な債権につきましては、効率的な管理を行うという観点から、条例に基づき適切に債権放棄を

行えるようにするという点でございます。

次に、項番2の債権管理の流れでございます。前回のご報告の際にも、債権放棄に至る流れや猶予であるとか分割納付などの福祉的な工夫について、フローなどで全体像を説明できるようにとのご意見も頂戴しておりましたので、基本的なところを記載いたしました。

フローの上から、まず債権が発生しますと、債権管理台帳への記載などの日常管理が始まります。この台帳への記載が債権管理の基本でございます。最も重要な点でもありますので、条例においても台帳の整備ということを明記し、徹底することとしております。その下、左の枠にありますとおり、最も理想な姿としましては、納期限における納付でございますが、一部には滞納が発生いたしますので、その場合には、右側の滞納があった場合の対応のほうの流れになります。

最初の対応としましては、督促・催告でございます。納付すべき債権が納期限までに完納されない場合に、書面などにより期限を指定して、その履行を促すというものでございます。それでも滞納が続く場合につきましては、左側の下のボックスにありますとおり、徴収努力を継続してまいります。一つは、福祉的な対応も含めた猶予の仕組みの活用で、前回のご報告の際にもご指摘いただきましたとおり、換価の猶予であるとか分割納付など、債務者の資力に応じて履行を促すことによって、結果として徴収につなげるという取組でございます。もう一つは、その下の滞納処分や強制執行で、資力があるにもかかわらず滞納を続ける債務者に対しては、法的な措置により強制的に徴収する取組でございます。

このような債務者の状況に応じたきめ細かな取組によりまして債権徴収に努める一方で、それでも徴収困難な債権につきましては、右側の停止のほうの枠のほうに流れます。こちらにつきましては、債務者に財産がなかったり所在不明であったりする場合に、区として徴収しないことを意思決定するということで、滞納処分の執行停止であるとか徴収停止などの取組でございます。こうした措置を取りますと、公債権におきましては、時効による消滅ということで、その後、不納欠損処理ができるという流れになりますけれども、右側の赤のところ、私債権におきましては、債務者からの時効の援用がないと、時効期間が満了しても徴収困難な債権として残り続けてしまうという状況がございます。これが課題だということにつきましては、前回のご報告でも申し上げたとおりでございます。

今後の取組としましては、まずは悪質滞納者に対する徴収強化ということで、職員の知識やスキル向上に向けた取組を強化していきまるとともに、専門知識を有する弁護士への回収委託等により、徴収に向けた取組を推進してまいります。これに併せて、徴収できる見込みがない債権の整理につきましては、生活困窮であるとか、個人・法人の破産、時効期間満了など、徴収できる見込みがないものは債権放棄をするという取組について、今回の、今般の債権管理条例の制定を目指すというものでございます。

2ページ目のほうに移りまして、条例の概要でございます。併せて資料3-2のほうの、こちらはパブコメのほうでお示しする条例の素案でございます。こちらも併せてご覧いただければと存じます。

まず、この条例の対象とする債権でございますが、債権管理の適正化に向けた取組を対外的に示すとともに、職員の債権管理に関する意識啓発であるとか動機付けを高めることを目的としまして、全債権を対象としてございます。ただし、徴収停止であるとか一一条例案で言うところの第6条のですね、素案のところでは6条とは書いていないんですけど、

項番6のところですね、徴収停止のところであるとか、条例の7条、放棄に関する規定につきましては、非強制徴収公債権及び私債権を対象とするというものでございます。

債権の種類、類型につきましては、前回も口頭で申し上げましたけれども、この下の図の図解のところ、こちらのほうでお示ししてございます。大きく分けて公債権と私債権に分かれております。公債権につきましては、強制徴収公債権と非強制徴収公債権に分かれるという、そういう類型になってございます。強制徴収公債権につきましては、税であるとか国保の保険料であるとか、滞納処分の例によって強制徴収できる、そういった債権でございます。私債権につきましては、司法上の原因に基づいて発生する債権ということで、区営住宅の使用料などでございます。非強制徴収公債権につきましては、滞納処分の例による、その滞納処分、差押え等ができないというところで、民事執行法による強制執行が必要な債権——要するに裁判を、訴訟を提起する必要があるといった類型でございます。保育料などがこれに該当いたします。

条例の全体の構成及び内容でございます。第1条から次のページの第8条まででございます。第1条で目的、第2条で定義を、今申し上げたようなタイプのところの定義などをした上で、第3条で法令等との関係ということで、区の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は条例等に特別の定めがある場合を除いて、この新しい条例で定めるところを整理いたします。第4条で、区長の責任。その後、第5条で台帳の整備ということで、先ほど来申し上げてまいりましたとおり、債権管理の基本となる台帳整備についてここで明記いたします。第6条で徴収停止ということで、債務者が著しく生活困窮状態等である場合についても、徴収停止の手続きを取ることができるというところを規定いたします。第7条が債権の放棄を定めるところで、その下の3番の債権放棄の各種類型において放棄ができるということを決めてまいります。

その法規の類型でございますが、表の中で、第1号関係から次のページの第6号関係までというところで類型を整理させていただいております。一つは生活困窮状態ということで、債務者が著しい生活困窮状態であり、資力の回復が困難で、当該債権について履行される見込みがないと認められるときです。第2号関係では、破産等ということで、破産法その他の法令の規定により、債務者が当該債権につきその責任を免れたときでございます。第3号関係として、消滅時効の期間経過ということで、私債権のうち、消滅時効に係る時効期間が満了したときというところでございます。第4号関係で、強制執行手続後の無資力というところで、強制執行の手続きを取っても、なお完全に履行されず、かつ当該強制執行の手続が終了した場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあって、履行される見込みがないとき。第5号関係として、徴収停止後の無資力というところで、条例第6条で徴収停止措置を取った場合において、当該措置を取った日から相当期間経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、履行される見込みがないときですね。第6号として、死亡、失踪等ということで、債務者が死亡、失踪、行方不明、又はこれに近い状態にあり、履行される見込みがないとき。こういった類型において確認をした上で、債権を適切に放棄していくという内容の条例になるというものでございます。

施行日の予定は公布の日としております。

前回のご報告でも今後のスケジュールを申し上げましたが、9月5日からパブリックコメントを開始しまして、9月5日号の広報紙でお知らせをさせていただいて、19日まで

ご意見を受け付けると。10月になりましたら、3定の中のこの当委員会の中で、パブコメの結果報告も含めてご報告をさせていただきたいと思います。

先ほど申し上げましたとおり、第4回定例会に議案の上程をさせていただきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

簡単ですが、説明は以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。委員から質疑、質問を受けます。

○秋谷委員 この説明の4ページの第6号関係のところなんですけれども、死亡、失踪と。で、ここの規定する理由には、相続人がいない場合と書いてあるんですけれども、これはもちろん相続人がいた場合は、相続人にかかっていくというのは当然なんですか。

○古田財産管理担当課長 そうですね。基本的には、相続人がいる場合には、この相続を、債権も含めて相続をしたという場合には、引き継がれるというものでございます。

○秋谷委員 で、素案のほうですかね。7条でいいのかわ、7条の第6号なんですけれども、この場合、債務者が死亡で、履行される見込みがないと書いてあって、これだけ素直に読むと、何か相続人がいる場合でも、本人が死んじゃったらされないのかなとも読めるんですが、その点は、一般法というか、普通のとおりやっていくというあれでいいんですよね。

○古田財産管理担当課長 そうですね。ちょっとこの条例素案のところを分かりやすくするために、若干修飾語をそぎ落としているというところがございまして、ご指摘いただいたように、意味を、逆に誤解を招くということもあるかもしれませんので、もう一段精査をさせていただければと存じます。

○小林委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

○米田委員 説明をありがとうございました。この条例制定に向けてやっていくと。債権放棄も含めてちゃんと視野に入れてやっていきたいと。ただ、一つ気になるのは、そういうことはないとは思っていますけど、ただ単に不納欠損とかで安易に落とす。これはもう非常にやってはいけないことだと思うんですけど、それはまず、ないですか。

○古田財産管理担当課長 不納欠損処理はあくまで会計上の処理で、その前段として、債権の免除であるとか、法規がないとできないこととございますので、そこは、今、昨年度作りましたマニュアルでもしっかりと明記させていただいておりますので、そういった運用はしっかりと、現状においてもさせていただいておりますし、この条例においてもしっかりと取り組んでいきたいと存じます。

○米田委員 ぜひそれ、安易な不納欠損とかは、ぜひやめていただきたいなと思います。

あと、いわゆる猶予した場合、法律では1年とか、また2年とか、今ちょっと詳しいのを忘れてしまいましたけど、それを判断する時期が来ると。それでも払えなかったら、債権放棄ってできるんですけど、それをまた延長するとか、こういったときの判断する方が非常に大事な役割を担うと思うんです。これは課長がやるんですか、それとも部長がやるんですか。この辺の責任者、これは誰かというのを明確にしておかないといけないと思うんですけど、その辺はいかがですか。

○古田財産管理担当課長 法律に基づいて、基本的に地方団体の長がそれをできるという規定ではございます。もちろん一件一件、長が実際に行うというものではなくて、委任をされた部下である、補助機関である私どもでしっかりと判断をしていくというケースになる

うかと思えます。今現在、決裁区分について、ちょっと今手元にはないですけども、基本的には部長相当のところでそういった決裁を行うケースが多い状況でございます。もちろんその状況、実際に状況を把握するためには、職員がしっかりと債務者にヒアリングをして状況を把握して、それは係長、課長と共有し、最終決裁者の判断を仰ぐという形で、そういった手順手続についてはしっかりと今マニュアル化もされておりますので、今後もしっかりと取り組んでいきたいと存じます。

○米田委員 さっき秋谷委員もおっしゃっていただんですけど、この最後のところなんですけど、相続人がいた場合はそうなんです。法律上、千代田区だけじゃないんですけど、悪質な方がいらっしゃると。基本的に住民税を、もうけているのに払わないと。こういった方がいらっしゃると。千代田区とかそのほかでもですよ。この場合、相続人がいなかったとなった場合でも、例えばですよ、この方から利益を受けている方から取れるとか、こういった条文がある。で、この方から頂けるといふのを聞いたことがあります。

で、1枚目に戻るんですけど、やっぱりこういう条例をつくって施行する場合は、この専門的なスキルを持った人間、この方が、人材の登用が僕は大事だと思っているんですけど、専門的人材をどうやって育てていくのか、また新たに入れるのは考えていらっしゃるのか。この辺をお聞かせいただけますか。

○古田財産管理担当課長 法律的な取扱いについては、現状においても専門家のアドバイザリー契約の中で、都度都度アドバイスを頂いているという状況もございます。所管課で迷うようなときには、施設経営課のほうでそういったつなぎをして、専門的なチェックを頂いているという状況がございます。今後、放棄という形になりますので、貴重な区税から、本来であれば徴収するべきものを放棄するわけですので、そういったところについてはしっかりとチェックをした上で、所管においても、そういった経験の積み重ねにおいてしっかりと、マニュアルはもちろんですけれども、日々の業務の中でしっかりとそういった専門性を高めていくという取組もしていきたいと存じます。

○小林委員長 よろしいですか。

ほかにもございますか。

○小野委員 スケジュール、4ページの5番のところについてお伺いいたします。これ、9月5日からパブリックコメントがあるということなんですけれども、これは、パブリックコメントを開始するに当たって添付する資料というのは、今私どもが頂いている3-1と3-2というところでもいいのかということと、それから、このパブリックコメントについてのPRというんでしょうかね、その辺りのところについてはいかがでしょうか。

○古田財産管理担当課長 パブリックコメントの資料につきましては、若干体裁は異なりますけど、内容としてはほぼほぼこれと同等のものを予定しております。

PRにつきましては、広報紙の中でお知らせすると同時に、ホームページ等でもお知らせするというところで、ちょうど先ほどの活用方針の、広報紙上では活用方針の隣に掲載される予定になってございます。

○小野委員 分かりました。いろんな方がちゃんと目にすることが大事だと思いますので、よろしくお願いいたします。

この10月にパブコメの結果の報告があるんですけども、この段階で、まだプラスアルファで意見ができる状況なのか、それともパブコメを受けて、もうほぼ固まった状態な

のかというところについて教えてください。

○古田財産管理担当課長 パブコメの結果にもよりますけれども、こちらが想定していないような、何か、なるほどというようなご意見があって、それを反映させるとすれば、ちょっとお時間を頂いて見直す点があるかもしれないですけれども、そういったことがなければ、ほぼほぼこの形の中で条例案の作成に入っていくという、議案の作成に入っていくという、そんなスケジュールですね。その辺の見極めについても、このときの報告の中でご報告をさせていただければというふうに考えてございます。

○小野委員 ありがとうございます。

○小林委員長 はい。その他、ございますか。

前回、のざわ委員から、本区が管理する債権の全てを出してくれという質問がありましたけれども、それについては、千代田区の債権管理マニュアル、昨年7月に策定されたやつですけれども、その中の20ページに、代表する区債権が1から19まで入っておりますので、それを参考にさせていただきたいと思います。で、代えさせていただきたい。のざわさん、よろしいですか。

○のざわ委員 はい。

○小林委員長 はい。

それと、これそもそも、前回の説明もありますけど、債権管理が何で数字が合わなかったのかという一番大切なところは、台帳管理の整理、管理というところが問題だったんで、その課題があったということでこういうことになって、ここの条例をつくる際にもそのようには言っているんですけど、実際、台帳にはどんな種類があって、どのように台帳管理を整理してきたのか。平成30年当時の台帳管理の状況で実際何が課題だったのか。それがどのように改善されたのか。今後、台帳管理をどのように行っていくかというのの根本的な道筋がつかないと、これでやるとまた台帳が不整備で、条例はできたんだけど台帳の整理ができてないということになってしまいうんで、その辺の整理された台帳について示して、説明をしていただかないといけないと思うんですけど、その辺はどうなっていますか。

○古田財産管理担当課長 委員長にご指摘いただきましたとおり、台帳の整備ということが基本であり、要であるというふうに認識しているというのは、先ほどご説明させていただいたとおりでございます。ですので、条例で明記するのはもちろんなんですけど、実際にどのようにしていくのか、どのように今現状なっているのかというような点につきましては、次回の報告のときに併せて、ちょっとそういったこれまでの状況と、今後この条例で規定整備をする、具体的には規則のところでは整備、規定する予定ではございますけど、どういった台帳管理をしていくかというところについて、お示しをさせていただければと存じます。

○小林委員長 その当時の問題もね。はい。

それと、その台帳を出していただくのは、ここのマニュアルに沿って、マニュアルにある、1から19までであると思うんですけど、その辺の台帳は示していただいたほうがいいかなと思いますけれども、よろしいですか。

○古田財産管理担当課長 そうですね。ちょっとその全てになりますと、かなりボリュームも大きくなるかと思っておりますので、この中でちょっと類型をさせていただいて、その類型ごとの代表的なものについて、ちょっと整理ができればなと思っております。また委員長

ともご相談させていただきながら、次回報告をさせていただければと存じます。

○小林委員長 ありがとうございます。

それでは、よろしいですね。（3）（仮称）千代田区債権管理条例の制定についての質疑を終了いたします。

休憩します。

午後3時08分休憩

午後3時17分再開

○小林委員長 それでは委員会を再開いたします。

次に、（4）二七通り東地区歩道拡幅工事に係る入札状況について、理事者からの説明を求めます。

○武笠契約課長 では、二七通り東地区歩道拡幅工事に係る入札状況につきまして、政策経営部資料4に基づきご説明をさせていただきます。本案件は、第3回定例会でご審議をお願いする予定の案件について、事前に情報提供させていただくものでございます。

まず、1の工事場所ですが、九段南四丁目7番先から千代田区三番町30番地先。場所としましては、大妻通りの先から東郷元帥記念公園の前までとなっております。

2の工事概要ですが、本工事は二七通り東地区の電線類地中化に伴う道路整備でありまして、地中化後、歩道の拡幅、バリアフリー化、歩道の保水性ブロック舗装、街路灯のLED化などを行うものでございます。

3の工事期間ですが、契約締結日の翌日から令和7年3月31日までの予定でございます。

4の契約方法ですが、2者の建設共同企業体、いわゆるJVです。または単体事業者による制限付き一般競争入札といたしました。

5の入札結果ですが、8月22日に開札を行いまして、落札者は常盤工業株式会社、落札金額は2億8,380万円でございます。

なお、本日は契約課から入札状況について情報提供させていただいておりますが、本工事の内容につきましては、9月5日の環境まちづくり委員会へ所管課からご報告する予定でございます。

ご説明は以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。この案件は、第3回定例会で議案になる予定でございます。事前審査とならないように、ご協力をお願いいたします。また、資料要求等がございましたら、ここでお願いします。

委員からの質問、質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、（4）二七通り東地区歩道拡幅工事に係る入札状況についての質疑を終了いたします。

次に、（5）区立お茶の水小学校・幼稚園改築工事の設計変更についてですが、（6）区立お茶の水小学校・幼稚園の改築工事について、（7）区立お茶の水小学校・幼稚園改築電気設備工事について、（8）区立お茶の水小学校・幼稚園改築空調設備工事について、（9）区立お茶の水小学校・幼稚園改築給排水衛生設備工事についての4件と関連しておりますので、この5件をまとめて理事者から説明を求めます。

○佐藤施設経営課長 それでは、政策経営部資料5に基づきまして、区立お茶の水小学校・幼稚園改築工事の設計変更についてご報告いたします。

1、工事概要でございます。工事場所、敷地面積、延べ床面積は表記のとおりでございます。建物の構造・規模でございますが、鉄筋コンクリート造の免震構造、免震を採用しております。地上6階、地下2階建てでございます。工事件名でございます。建築、電気、空調、給排水、昇降機の5件でございます。工事工期でございます。令和2年6月27日から令和5年12月15日限りでございます。この工事の請負者及び契約金額につきましては、表記のとおりでございます。工事金額を合計いたしますと、91億2,397万2,000円でございます。

次に、2、変更項目・内容等でございます。各工事ごとでまとめてございます。また行政による指導や設計上の課題の整理、また所管部からの要望等により、項目をまとめて変更を行うものでございます。

建築工事でございます。丸1、関係官公署による指導というところで、402万1,000円でございます。内容としますと表記のとおりでございます。丸2、現場詳細調査による変更ということで、1,897万8,000円でございます。内容は表記のとおりでございます。丸3、所管部の要望。小学校施設でございますので、子ども部からの要望というところでございます。509万5,000円でございます。丸4、インフレスライドの対応というところで、ここが金額が多いという部分がございますけれども、5億2,488万7,000円でございます。これは工事請負契約約款に基づいて、賃金等の変動に対する適用、運用でございます。

次に、電気設備工事でございます。丸1、関係官公署による指導ということで、110万2,000円でございます。裏面をご覧ください。丸2、機器の仕様変更といたしまして、220万3,000円でございます。丸3、所管部の要望といたしまして、779万4,000円でございます。内容は表記のとおりでございます。丸4、建築と同様に、インフレスライドの対応ということで、3,716万9,000円でございます。

次に空調設備工事でございます。丸1、機器の仕様変更といたしまして、637万3,000円でございます。丸2、所管部の要望といたしまして、1,842万1,000円でございます。丸3、インフレスライドの対応ということで、2,556万4,000円でございます。

次に、給排水衛生設備工事でございます。丸1、近隣への配慮といたしまして、52万9,000円でございます。丸2、機器の仕様変更といたしまして、1,282万5,000円でございます。丸3、現場詳細調査による変更といたしまして、1,728万円でございます。丸4、中圧ガスの引き込みといたしまして、400万8,000円でございます。丸5、所管部要望といたしまして、2,932万3,000円でございます。丸6、インフレスライドの対応といたしまして、3,403万4,000円でございます。

昇降機設備工事につきましては変更はございません。

これらの項目を合計いたしまして、3、予定変更金額でございます。建築工事につきましては、74億5,178万5,000円でございます。トータルといたしまして5億5,298万1,000円の増となりまして、増加率が8.0%でございます。同様に、電気、空調、給排水。昇降機は変更はございません。合計いたしますと98億7,357万8,000

0円で、7億4,960万6,000円の増、トータルで見ますと8.2%の増でございます。

以上、区立お茶の水小学校・幼稚園改築工事の設計変更についてご報告させていただきました。

○小林委員長 はい。

次、お願いいたします。

○武笠契約課長 では、ただいま施設経営課から設計変更についてご説明いたしましたが、契約課からは、その設計変更を受けまして契約変更の手続を行いますので、その情報提供をさせていただきます。本件につきましても第3回定例会でのご審議をお願いする予定の案件のため、事前の情報提供となります。

なお、昇降機について変更なしという説明がございましたが、昇降機につきましてもは1億5,000万未満の工事となっておりますため、契約議案とはなってございませんので、ご了承いただきますようお願いいたします。

では、政策経営部資料6でございます。こちらは建築工事でございます。金額が重なるところがございませけれども、変更となる箇所のご説明だけ簡単にさせていただきます。契約金額が5億5,298万1,000円、8%増加しまして、74億5,178万5,000円となる予定でございます。

2件目が政策経営部資料7でございます。こちらは電気設備工事の変更になります。契約金額が4,826万8,000円、6.7%増加しまして、7億6,818万5,000円となる予定でございます。

続きまして3件目、空調設備工事の変更でして、政策経営部資料8でございます。契約金額が5,035万8,000円、7%増加しまして、7億6,510万5,000円となる予定でございます。

4件目が給排水衛生設備工事の変更でございまして、政策経営部資料9でございます。こちらは契約金額が9,799万9,000円、14%増加して、7億9,610万3,000円となる予定でございます。

いずれも契約金額の5%以上の変更となるため、契約変更のご審議をお願いする予定でございます。

ご説明は以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。これら全て第3回定例会で議案になる予定でございますので、事前審査とならないようにご協力をお願いいたします。ここで資料要求等がございましたらお願いいたします。

委員からの質疑、質問を受けます。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、（5）区立お茶の水小学校・幼稚園改築工事の設計変更について、（6）区立お茶の水小学校・幼稚園改築工事について、（7）区立お茶の水小学校・幼稚園改築電気設備工事について、（8）区立お茶の水小学校・幼稚園改築空調設備工事について、（9）区立お茶の水小学校・幼稚園改築給排水衛生設備工事について、質疑を終了し、日程2、報告事項を終了いたします。

その他に入ります。3です。3、その他、委員の方からございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、執行機関からございますか。

○佐藤文化スポーツ担当部長 パンフレットをお配りさせていただきました。私のほうから口頭で1点情報提供させていただきます。

今年、関東大震災100年ということで、日比谷図書文化館において、特別展「首都東京の復興ものがたり」と題しまして、今日からですね、今日は防災の日で、まさに100年前、関東大震災があった日ですけれども、今日から11月26日まで開催しておりますので、委員の皆様方も、今日はオープニングイベントだったんですけど、皆様、この委員会とかぶって出席できなかったと思いますので、お時間があるとき見ていただければと思います。

以上です。

○小林委員長 はい。何かございますか。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。

次、ほかにもございますか。

○中田行政管理担当部長 ただいま日比谷図書文化館の展示のご案内がございましたけれども、本庁舎で現在行っております防災週間の展示について、口頭でのご報告で失礼いたします。

先日、委員長にご相談の上、委員の皆様には事前にメールで本展示についてのご案内を差し上げておりますが、区民ホールでも、8月30日から9月5日ということで、防災週間に合わせまして防災に関する展示を行っております。本日も開催しておりますので、お時間がございましたらば、ぜひご覧いただけますと幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

○小林委員長 はい。何かございますか。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。

次に、ございますか、ほかに。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 第25回夏季デフリンピック競技大会東京2025におきまして、オリエンテーリング競技の会場に、区内にあります都立日比谷公園が選定されましたので、口頭にて情報提供させていただきます。

まず、デフリンピックにつきまして簡単にご説明させていただきます。デフリンピックとは、デフ、プラス、オリンピックのことで、デフとは英語で耳の聞こえないという意味です。主催は国際ろう者スポーツ委員会、夏季と冬季それぞれ4年ごとに開催される、デフアスリートを対象とした国際総合スポーツ競技大会でございます。

デフリンピックという名称は、2001年に国際オリンピック委員会が承認したものでございますが、大会自体は第1回が1924年にフランスのパリで開催されておきまして、非常に歴史がございます。直近では2019年にイタリアで冬季大会、2021年にブラジルで夏季大会が開催されております。

次に、東京2025デフリンピックにつきまして、概要をご説明いたします。

まず運営主体につきましては、全日本ろうあ連盟、デフリンピック運営委員会及び東京都スポーツ文化事業団となります。

次に、大会期間でございます。2025年11月15日から26日までの12日間で、参加国は70から80の国と地域、実施競技は21競技224種目、選手数は約3,000人でございます。

競技会場は17か所ございますが、千代田区におきましては11月15日から16日の2日間、都立日比谷公園でオリエンテーリング競技が行われます。このオリエンテーリング競技は、ポイントオリエンテーリングというものであり、参加者は専用の地図とコンパスを使い、地図で指定された地点、コントロールと呼ぶんですが、そこを回りまして、スタートからゴールまでのタイムを競うというものでございます。

区といたしましては、大会の実施に協力するとともに、大会の開催される2025年に向けまして機運醸成を図っていきたいと考えております。詳細等が明らかになりましたら、当委員会で資料を用いご報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○小林委員長 何かございますか。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。

ほかにございますか。

○石綿総務課長 その他といたしまして、総務課より、予備費を充用させていただきました件を、口頭によりご報告させていただきます。併せてその用途に関連する五城目町への区の災害対応に関しましても、私のほうから併せてご報告させていただきます。

去る7月14日から16日にかけて発生いたしました記録的な大雨によりまして、姉妹提携先の秋田県五城目町において、死者1名をはじめ、住家の床上・床下浸水が約600戸、浄水場の被災による断水が約3,000戸に及びなど、大きな被害が発生してございます。本区では、このたびの被害に対しまして、区議会及び区として100万円の見舞金を贈呈することとなったことから、今回、予備費を充用させていただき対応いたしましたので、ご報告をさせていただきます。

なお、8月15日に、区長、商工観光課長、災害対策・危機管理課長が現地を訪問いたしまして、町長に直接見舞金の目録を贈呈するとともに、お見舞いを申し上げます。

また、既にご案内ではございますが、今回の見舞金以外にも、区といたしまして、ミネラルウォーターの提供や災害ごみの回収のために、清掃事務所から職員と車両を派遣するなどの対応を行ってございます。

ご報告は以上でございます。

○小林委員長 何かございますか。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。

それでは、最後に、先ほど報告がありました、マルチコピー（証明書コンビニ交付）の利用案内に関するDVDの視聴をしたいと思います。

〔DVD視聴〕

○小林委員長 それで、これはどこで流しているんですか、このビデオは。

○吉田万世橋出張所長 これは出張所の窓口のモニターで流したりですか、あと総合窓

口課でも今後流す予定であります。また、区のホームページに掲載しておりますので、そこにリンクを貼って、千代田区の公式SNSですか、旧ツイッターとか、そういうところで閲覧を呼びかけているというような状況です。

○小林委員長 ありがとうございます。

よろしいですか。ほかにございますか。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 それでは、長時間にわたりご協力いただきまして、ありがとうございました。この程度をもちまして委員会を閉会いたします。

午後3時40分閉会